

季刊

労働総研

クォーターリー

1994年冬季号

No.13

●NAFTAと軍民転換に揺れるアメリカ

特集 激化する国際失業と日本の労働者

欧米における失業の今日的な特徴

雇用をめざす「草の根」からのたたかい —アメリカ—

現在の雇用・失業情勢と労働力政策について

中本 悟

三富 紀敬

坂本 満枝

内山 昂

国際・国内動向

アメリカにおける女性の雇用と就業

社会保障の最近の問題について

パート法と均等法—差別拡大・固定化への整合性—

人事院の公務員60歳代前半の雇用構想について

岸野 一郎

茶山他家司

山田 郁子

金沢 誠一

書評

相澤與一著『社会保障「改革」と現代社会政策論』

竹中恵美子編著『グローバル時代の労働と生活』

下山 房雄

伊藤 セツ

労働運動総合研究所

労働総研クォーター

第13号 (1994年冬季号)



目 次

●NAFTAと軍民転換に揺れるアメリカ	中本 悟	2
---------------------------	------	---

特集 ●激化する国際失業と日本の労働者

■欧米における失業の今日的な特徴	三富 紀敬	10
■雇用をめざす「草の根」からのたたかい — アメリカ —	坂本 満枝	15
■現在の雇用・失業情勢と労働力政策について	内山 昂	19

国際・国内動向

■アメリカにおける女性の雇用と就業	岸野 一郎	26
— IWPRの93年報告書から —		
■社会保障の最近の問題について	茶山他家司	29
■パート法と均等法 — 差別拡大・固定化への整合性 —	山田 郁子	32
■人事院の公務員60歳代前半の雇用構想について	金沢 誠一	35

プロジェクト 研究部会報告

●首都圏地域開発と労働運動プロジェクト	小沢 辰男	39
---------------------------	-------	----

討論のひろば ●情報通信分野の政策研究について	枋尾 惇	42
-------------------------------	------	----

書 評 ●相澤興一著『社会保障「改革」と現代社会政策論』	下山 房雄	43
------------------------------------	-------	----

●竹中恵美子編著『グローバル時代の労働と生活』	伊藤 セツ	46
— そのトータリティをもとめて —		

新刊紹介 ●柴山恵美子著『新・世界の女たちはいま — 女と仕事の静かな革命 —』	矢野	48
操／ジュリエット・ショアー著『働きすぎのアメリカ人 — 予期せぬ余暇の減少 —』		
.....高橋 祐吉／井上秀次郎著『現代大企業の生産管理と民主的統制』		
角瀬 保雄／東京労連他編『視た！聴いた！学んだ！ILO — ILO学習・交流報告とILO条約資料集 —』		
筒井 晴彦		

NAFTAと軍民転換に揺れるアメリカ

中本 悟

1. 二つの挑戦課題

ソ連崩壊と冷戦体制の終結後の「新世界」を前に、「唯一の超大国」として冷戦への勝利を宣言したブッシュ共和党大統領であったが、内政問題につまずき民主党のクリントンに大統領の座を明渡した。しかし、そのクリントン政権も、10月のニューヨーク市長戦、ニュージャージー、バージニア両州知事選で敗北するなど新政権誕生直後の人気はすでにない。

クリントン政権の現在の最大の懸案課題は、NAFTA（北米自由貿易協定）の議会での批准であり医療保険制度改革である。医療保険制度改革は財政赤字の削減のためであるが、その本格的な審議は NAFTA の批准を待ってからということになっている。アメリカ国内ではさまざまな団体が、NAFTA をめぐりこれまで国論を二分するほどの議論を行ってきた。したがって、政府提案の NAFTA が議会で批准されるかどうか、クリントン大統領の政治的威信を占うカギとなったのである。NAFTA の批准投票は、原案に賛成か否かという二者択一しかない一括審議（ファースト・トラック）という特別な方法で行なわれる。NAFTA は11月3日に議会に提出され、下院の批准投票が行なわれるのが17日であり、批准には下院の議員総数435人の過半数が必要である。しかし、野党共和党の175

人は賛成派が多いものの、258人いる民主党の議員の半数以上は NAFTA に反対であった。そこで、クリントン政権は NAFTA 批准に向けて猛烈な下院の多数派工作を行ってきたのである。

NAFTA に関しての日本国内での関心の焦点は、もっぱらそれが保護貿易主義かどうか、排他的な地域主義かどうかにか置かれている。しかしアメリカ国内の NAFTA 反対派の主張と運動は、そうした視点だけでは NAFTA の性格を捉えられないことを示している。NAFTA をめぐるアメリカの対立が意味するものはなにか。これが小稿の第一の課題である。

クリントン政権のもう一つの懸案の医療保険制度改革は、今後の課題である。これとは別に、すでに財政赤字削減のために行なわれている壮大な実験が進行中である。国防費（軍事費）の削減とそれにとまなう軍需産業の民生産業への転換がそれだ。アメリカでは、この国防費の削減はたんに「冷戦勝利」の報酬として捉えられているわけではない。国防費は経済衰退の原因だとする主張、「平和の配当」の源泉とみる立場などさまざまな理由から国防費削減が国民の合意になっている。このため国防総省は、1992年に軍民転換委員会（Defense Conversion Commission）を設立、国防費削減の影響の調査やその方法について勧告を行なっている。

アメリカの国内総生産（GDP）の数％に達す

る国防費の削減は、軍事基地の撤去・縮小や軍需契約の削減、軍事要員の削減を通じて軍需生産や地域社会に大きな影響を及ぼす。したがってこの国防費削減もスムーズに進んでいるわけではない。小稿の第二の課題は、現下の軍民転換の特徴を素描することにある。

NAFTA と軍民転換は、いずれもアメリカを世界の覇権国たらしめてきた圧倒的な経済力にもとづく自由貿易主義と軍事力に係わる問題である。その意味ではパクス・アメリカーナの屋台骨の問題である。そして一般に、前者については、保護主義と地域主義の台頭として捉えられており、後者については冷戦の終結による「平和の配当」として受けとられている。果たしてそうなのだろうか。

2. NAFTA 反対運動の意味

(1) NAFTA をみる 3 つの視点

NAFTA は、米国、カナダ、メキシコの3カ国で自由貿易圏をつくろうとするものであり、ブッシュ政権が89年から交渉を開始して、92年12月に3カ国首脳が協定の調印をした。NAFTA には、つぎのような通商ルールがある。①一部の商品を除き10年間で関税を撤廃し、最長でも15年間で3カ国間の関税をゼロにする。②サービス貿易の自由化。金融や通信などのサービス業も15年以内に自由化する。③対外投資についても外資系企業に対する輸出義務などの障壁を撤廃し、内国民待遇にする。④原産地規制。NAFTA によって3カ国間の貿易取引が免税になるには、北米での一定の現地調達比率をクリアすることが必要であり、これを原産地規制という。自動車の場合62.5%となっている。

この NAFTA には前身がある。1965年から始まった米加(カナダ)自動車貿易協定であり、また89年から発効した米加自由貿易協定である。

だから米加間では、NAFTA は既存の経済関係を追認するという性格があることは確かだ。他方では、もともとカナダとメキシコとの間の貿易や投資関係は規模が小さいので、結局のところ NAFTA の核心的な要素はアメリカとメキシコとの自由貿易協定にある。ここで注目すべきは、メキシコのような発展途上国が、アメリカという最大の先進工業国と自由貿易協定を結ぶことによって、ごく短期間に国内市場を外国企業に開放して工業化を進めようとしていることであり、途上国の工業化戦略としてはきわめて異色である。そしてまさに NAFTA をめぐる諸問題の多くは、この点に由来する。

NAFTA が成立すれば、面積、人口、GNP(国民総生産)とも EC (ヨーロッパ共同体) を凌ぐ世界最大の地域経済圏が誕生するといわれる。しかし、EC と NAFTA はその内容において大きな違いがあり、同列において地域経済圏を論じることはできない。そこで NAFTA を EC と比較するというのが、NAFTA をみる一つの視点である。基本的な違いは、NAFTA が協定国間の自由貿易協定であり、第3国に対しては各国独自の関税権をもっていることだ。また、各国は独自に移行政策をもつが、NAFTA は労働力移動の自由化については認めていない。これに対して EC の場合は、域外に対して共通関税をもつ関税同盟であり、モノ、ヒト、カネの自由移動を認める共同市場を目指している。また域内の経済的格差をなくすために補助金を拠出したり、労働条件の平準化を目指そうとしている。

NAFTA のもとでは、アメリカとメキシコの経済格差、労賃格差(アメリカの6分の1程度)が、国境移動の自由な資本によって利用されることになる。その結果、外国資本は低賃金、低コストを求めてメキシコに移動するが、アメリカの労働者は移動できないので失業が増えたり、

あるいはメキシコ労働者の低賃金圧力を受けることになる。そこで、AFL-CIO(アメリカ労働総同盟・産業別会議)をはじめとして労働組合は、NAFTAを「職の輸出」を引き起こすものであるとして全国的に一大キャンペーンを行ってきた。

外国企業がメキシコに見出すのは低賃金だけではない。環境保全コストもそのギャップが大きい。両国間の環境規制基準については大差がなくても、環境規制を実際に行なう要員や予算がないメキシコの場合には、事実上低い環境保全コストで済むことになる。実際1991年のアメリカの国民一人あたりの環境保全予算が24ドルであるのに対し、メキシコのそれは0.5ドルにすぎない。とくにアメリカ国境沿いに広がるメキシコのマキラドーラと呼ばれる工業地帯では、1980年代後半からアメリカや日本の企業が続々と進出したが、アメリカの環境団体は国境沿いに大気汚染や工業廃棄物による水質汚染が広がっていると告発している。だから環境団体はNAFTAが成立すれば、環境問題が一層悪化するとしてNAFTAに反対してきた。

雇用問題、労働条件、環境問題に対するこのような強い不安は、ヨーロッパの社会統合を時間をかけて目指そうとするECと、経済格差を利用しようとする北米自由貿易協定の基本的な違いにもとづく。

NAFTAをみるもう一つの視点は、アメリカの通商政策の歴史的展開としてNAFTAをみる視点である。今世紀に入ってはじめて貿易赤字を記録した1971年以降、アメリカの通商政策の基調は、それ以前の自由貿易を率先する「互惠主義」から相手の「不正貿易」に応じて対応するという「相互主義」に変ってきた。1980年代の日米貿易摩擦では、「不正貿易」という考え方を媒介しつつ「自由貿易を実現するための

結果重視の政策」を指向するようになった。1989年から2年間続いた「日米構造協議」がその実例であり、また現在進行中の「日米包括経済協議」がそうである。何れも日米政府間交渉によって、貿易取引高や市場開放規模を取り決める一種の管理貿易である。これらに共通するのは、通商政策によってアメリカ市場を保護しようとするアメリカ企業の立場である。

NAFTAでもアメリカの保護貿易主義政策として、自動車の原産地比率が米加自由貿易協定に定める50%よりも高い62.5%に設定された。原産地規制は、その比率が高ければそれだけ既存の北米企業、とくにビッグ・スリーを保護し、域外企業を差別することになる。また、その算定方法次第では保護主義的運用をされる恐れがある。

実際すでに昨年カナダからのホンダのシビックの対米輸出について、そうしたケースが生じた。アメリカの関税当局が、ホンダのシビックの過去の対米輸出分について米加自由貿易協定に定めた北米現地調達率を満たしていないとして、域外からの自動車輸入に課している2.5%の関税の追徴(総額22億円)を求めたのであった。これに対して、カナダ政府はホンダが現地調達比率を満たしているとして、アメリカ側と争ったのであった。

今回のNAFTAでも、全米自動車労働組合は自動車の原産地比率を80%に、また米加両国の自動車部品業界は75%にそれぞれ引き上げるように主張した。これだけ高い現地調達比率では、日本企業が北米に進出して現地生産することが困難になるだろう。逆にそれは、ビッグ・スリーおよび北米の既存の自動車部品業界の市場を保護することになるのであり、NAFTAの保護主義的性格がここに現れている。

NAFTAをみる第3の視点は、それがアメリカ

カ国内のどの利益集団のいかなる利害を反映しているかという政治経済学的視点である。この点では、NAFTA はアメリカ多国籍企業の在外調達戦略をもっともよく反映しているといえる。アメリカ多国籍企業は国際競争力戦略として、80年代前半のドル高の時期以降外国で生産して、それをアメリカ本国市場用に輸入して販売するという在外調達戦略を強めてきた。その頃から、国内経済の空洞化や雇用喪失が大きな問題として指摘されるようになった。とくに国境を隣接するメキシコには、1980年代になって、低賃金を利用するために多くのアメリカ企業が在外調達目的で進出してきた。NAFTA は、このアメリカ多国籍企業の在外調達戦略を、関税や投資障壁の撤廃によりいっそう進めようとする国際競争力政策である。

他面では NAFTA は、アメリカ企業が強いサービス業部門の自由な進出と貿易を進めようとしているし、知的財産権の保護を盛り込んでいる。この点では NAFTA は、現在継続中の GATT (関税と貿易に関する一般協定) の多角的交渉であるウルグアイ・ラウンドを先取りする積極的な国際競争力政策となっているのである。

(2) NAFTA 反対運動の意味

このように NAFTA は、アメリカ多国籍企業によるメキシコの低賃金を利用した在外調達活動をいっそう進めるためのものである。それはアメリカの労働者にとっては、雇用喪失と生活水準の低下圧力として作用するだろう。資本は移動できるが、労働者の移動はできないというのが NAFTA の主たる側面である。したがって、アメリカの労働者は NAFTA に反対したのである。また環境団体は、NAFTA は環境ダンピングだとして批判するのである。こうして NAFTA 反対の声が、国民的な世論として形成

されたのであった。

NAFTA が、保護主義か、地域主義かという見方だけでは、こうした広範なアメリカ国民による反対運動は理解できない。なぜならば、保護主義なり地域主義なりは、さしあたり世界市場における企業間競争の枠組にすぎないからである。保護主義なり地域主義なりが国民にとっていかなる影響を及ぼすかが最も重要である。

ここで私は、今年の夏にワシントンで AFL-CIO のエコノミストに会った時に、彼がしきりに「メキシコおよびアメリカの労働者の人権が守られ、生活水準を高めることができるかが問題だ。われわれは、自由貿易に反対しているわけではない。企業の社会的責任があるはずだ。」と言っていたことを印象深く思い出す。もっともこうした彼らの主張は特別新しいものではない。1970年代の初頭から、多国籍企業の在外活動について一貫している主張である。アメリカの多国籍企業の歴史は、こうした国内での反対の声をなんらかの形で慰撫しつつ、自由な投資と在外生産を認めるアメリカ政府の通商政策に支援されてきたのだった。

しかし、今回の NAFTA に対する国民的な反対運動は、そうした従来通りのやり方で国内の反対勢力を慰撫しつつ、多国籍企業の利害を優先する通商政策を実行することが困難になったことを意味しているのであり、アメリカの通商政策の形成史において十分に注目すべき事態であった。その点では、カナダはもっと深刻な事態だ。先のカナダ総選挙で与党の進歩保守党が大敗した一因は、国民が1989年に発効した米加自由貿易協定が自分たちの利益になっていないと判断したからである。

従来通りの多国籍企業主導の通商政策では、雇用不安や環境悪化に対する懸念を払拭できないのが、アメリカ資本主義の現状である。NAFTA

批准をめぐる反対運動は、このような意味をもっているのである。

3. 「禁断症状」に苦しむ軍需産業

アメリカの有名な外交評論誌『フォーリン・アフェアーズ』の1947年7月号に「X」という匿名で「ソヴェトの行動の源泉」を発表して、対ソ封じ込め政策を説いたことで知られるジョージ・F・ケナンは、その後アメリカの外交政策の現実主義の欠如を批判することを終始やめなかった。1983年にグリーンネル大学で行なった講演のなかで、彼はアメリカ外交でアメリカ人が犯した二つの誤りを指摘した。その一つは、ソ連指導者はヒトラーと同じであり、同じような軍事的侵略への渴望を抱いており、したがってヒトラーに対して有効だったのと同じ方法だけが彼らに対しても効果的であるという思考である。そしてもう一つは、環境に対して破滅的な影響を及ぼし自殺的兵器以外の何物でもない核兵器を軍備体制の支柱にしたことである。

このような誤った傾向が、戦後アメリカの軍事化を極度に推し進めたというのである。その軍事化についてのケナンの批判は、今日のアメリカ資本主義の困難を適確に指摘している。「われわれは兵器の生産と輸出とのために、また巨大軍事組織の維持のために、国民所得の大きな部分を毎年費やすことに自らを慣らさねばならなかった。……それらの目的は、われわれの真の生産能力になんら寄与するものではなく、もしそうでなければ生産的投資に向けられたはずの何百億ドルもの資金をわれわれから奪ったのである。その上この習慣は、いまや私が国民全体の中毒症状とあえて呼ぶほどの状況に立ち至っている。今やわれわれは最も深刻な禁断症状なしにこの習慣から自らを切り離すことはできなくなった」(邦訳、『アメリカ外国50年』岩波

書店、1986年)。

アメリカの軍需産業は、膨大な財政赤字に加えて、ソ連の崩壊という世界政治の大転換、そして軍事経済の経済発展への効果に対する高まる懐疑のなかで、大きな転機を迎えている。軍事産業がアメリカ経済で大きな地位を示しているだけに、その民需産業への転換は、ケナンがいうように、「最も深刻な禁断症状」なしには困難極まる課題となっているのである。

軍需産業の民生産業への転換は、財政赤字削減からだけ言われるのではない。今日の軍事技術がかつてのそれと大きく異なっているからである。第1に、かつては軍事技術から民需用の技術が流出したが、こんにちではその流れが逆になっており、民生用技術が軍需技術に転用されているのである。第2に、軍需契約の独自の性格からして、単位当りの製造コストが上昇する。第3に、契約の性格上、コストダウンの競争が働きにくい。第4に、国防総省自体が、将来必要な調達を民間産業から行なうとしているからである。

そこで、いずれの理由からにせよ軍事費削減が行なわれるなかにあって、アメリカの軍需産業は民需産業の国際競争力が低下しただけに、かえって一層その存在が目立つようになっていく。たとえば雇用については、航空宇宙・軍事産業の雇用数(ただし、非製造業の供給業者関係は除く)は1992年1月現在230万人であり、すべての業種でもっとも多かった。ちなみに言えば、航空宇宙・軍事産業の雇用に次いで多いのが、建設業の170万人、自動車業界の120万人、化学関連、アパレル関係がそれぞれ100万人などと続く。また貿易収支でも、航空機・部品は最大の黒字項目であり、1991年では272億ドルの黒字であり、これに次ぐのが化学の188億ドルである。この黒字額は、最大の赤字品目である自動

車の394億ドルの赤字、織物の230億ドルの赤字のかなりの部分を相殺する規模となっている。いったい、売上高のかなりの部分を軍需契約に負っているアメリカの航空機メーカーが軍需契約を削減された場合には、アメリカの貿易の稼ぎ頭はどうなるのか。軍民転換は、貿易収支の問題でも深刻な問題となっているのである。

つぎに、アメリカ財政制度上の国防費（正確には軍事費の部分で構成する）からみた今回の軍事費削減の規模についてみてみよう。戦後の連邦政府総支出に占める軍事費の比率には、1954年の69.5%、1968年の46.0%、1987年の28.1%という3つのピークがある。いうまでもなく、54年のピークは朝鮮戦争によるものであり、68年のピークはヴェトナム戦争の激化によるものであり、何れも戦時財政であった。これらに対して、87年のピークは平時における軍拡、いわゆるレーガン軍拡であった。こうしてみるとアメリカ財政史上でも1980年代のレーガノミクスがいかに特異であったかが明らかだろう。

軍事支出を対 GNP でみると、ピークは第2次大戦時の1944年が39.3%、朝鮮戦争の1953年が14.5%、ヴェトナム戦争時の1968年が9.6%であった。これらに対して、レーガン軍拡は86年に6.5%がピークであった。

第2次大戦からヴェトナム戦争にいたる戦時財政は、そのピーク時から数年の後に大幅に軍事費は削減された。第2次大戦時の戦時財政は、44年のピークのあと48年にはトローフ（谷）を迎え、4年間で35.6%の国防費の削減、年平均では8.9%の削減であった。同じく朝鮮戦争時には、1956年にトローフ、3年間で4.3%、年平均では1.43%の削減であり、ヴェトナム戦争では1978年にトローフを打ち10年間で4.8%、年平均で0.48%の削減であった。さて今回の軍事費削減計画によれば、1997年まで11年間で2.9%、年

平均で0.26%の削減である。前二回の国防費削減は、1954年恐慌、1970年不況をそれぞれもたらした。今回の場合は、削減率だけみれば過去のケースよりも小さいが、アメリカにとっての影響はもっと大きく複雑であることはまちがいない。

4. 平和の配当はだれに支払われるのか ……軍民転換の二面性

アメリカの戦時の軍事費を急増させた主たる費目は、軍需品の調達費であった。逆にいえば、調達費の削減が軍事費削減の最大の費目になるのである。今回の場合にも、調達費は最大の削減対象になっており、1987年から97年までの間に87年で約1千億ドルの調達費を46%削減するというものである。これに対して、軍事要員費と運営・維持費はそれぞれ1千億ドル程度であるが、その削減率は、28%と20%である。いうまでもなく調達費は、兵器や軍事施設の購入費であり、民間企業から調達するのであるから、その削減は軍需産業に大きな影響を及ぼすのである。これら軍事契約をカットされた民間産業は、従来の軍事品生産から民生品生産への転換を図る必要があるが、果たして現在のアメリカで転換できるような民生品生産を見出すことができるか、これが重大問題となっているのである。

ここで注目すべき重要な点は、国防費を削減するとしても、6年後の2000年においても軍需生産を含む航空宇宙産業は、いぜんとして大きな地位を占めるということである。マッキンゼイの推計では、1990年において民間航空機の売上高は417億ドル、民間宇宙産業は136億ドルであったが、これらに国防総省の調達費と研究開発費の1179億ドルを加えると1732億ドルであった。これが2000年には、民間航空機が400～500

億ドル、民間宇宙産業が100～150億ドル、国防総省調達費が500～750億ドルになり、合計1000～1400億ドルとなる。これだけの売上高をもつ産業は、2000年においてもコンピューターの1740億ドル、電子部品・装備品の1200億ドルに匹敵するものである。つまり、今回の軍事費削減でも数年後においては、軍事産業はなお大きな経済部門であるということだ。

さらに注目すべきは、国防総省自身が、調達契約額のほぼ半分を占める第1次契約の上位25社は、国防費の削減によってもそれほど大きな経営上のダメージを受けない、と予測しているのである。これらの企業は、いぜんとして最大の契約企業であり続けることができるのである。なぜならばそれらの企業は、マクダナル・ダグラス、ゼネラル・ダイナミックス、GE、レイセオン、GM、ロッキード、ユナイテッド・テクノロジー、マーチン・マリエッタ、ボーイング、グラマンなど、日本でもお馴染みの大企業ばかりである。

したがってマッキンゼー社は、「追加的な予算削減があっても、国防産業の再編や激化する競争という事態、そして宇宙産業の崩壊に関するさまざまな報告はひどく誇張されている。むしろ逆に、航空・国防産業は予算削減の時代にあっても、将来ともいぜんとして主要なアメリカ産業である」と述べて、国防総省からの予算獲得を可能にするだけの立地条件を整備するように各州に勧告するのである。

とすれば、国防費削減の最大の影響は、第2次下請け契約企業やそれ以下に位置する何千社もの中小企業が被ることになる。これらの企業は、それぞれ、企業合併、多角化、輸出努力などの転換事業を始めているが、何れも困難なのが現状である。

とりわけ最大の影響は、雇用削減を通じて地

域社会に及ぶことになる。国防予算の削減による雇用の削減は、アメリカ全体では96万人であると推定されるが、それは特定の軍需契約が多い州や地域に集中する。雇用喪失数が最大の州はカリフォルニアであり、1991年から97年までの間に17万8千人、ついでニューヨーク州が6万2千人、テキサス州が5万6千人、ヴァージニア州が4万7千人、マサチューセッツ州が4万6千人である。これらにペンシルヴェニア、オハイオ、フロリダ、ニュー・ジャージーの各州を加えた合計10州で合計57万人の削減が生じる。それはアメリカ全体で推測される雇用喪失の6割にも達する。

現行の連邦政府レベルの対策は、国防省の経済調整局と商務省の経済発展管理局を中心に行なわれ、1993年には、連邦議会で15億1200万ドルの予算が認められた。各州、各地域は、これらの予算を使って、中小企業の軍民転換の技術支援、労働者の再教育活動など、さまざまな試みを行なっている。全米で最大の軍需産業を抱えるカリフォルニアでは、軍民転換問題がNAFTAとならぶ地域社会の最大の問題になっていた。

私が訪ねたロサンゼルス市内の地域社会開発のための小さな団体では、夏休みだけフルタイムで働いているカリフォルニア大学の大学院生のスタッフが、熱心にこう説明してくれた。「国防費削減で真っ先に首になるのは、中小企業の黒人やマイノリティーの労働者なんだ。NAFTAが通れば、いっそう雇用問題は深刻になるに違いない。だが一方では、ここカリフォルニア州では、公害対策のために州をあげて電気自動車を開発するビッグ・プロジェクトがある。われわれは、軍民転換で失業した黒人労働者を、ビッグ・プロジェクトで増える雇用計画に優先的に入れるように行動しているんだ。わ

れわれにとっては、NAFTA に対する反対運動、人種差別反対運動、公害規制運動は一体のものであり、企業には勝手なことができない社会的責任があるんだ」と。ちなみに彼は、広島に原爆被害者の調査に来日したことがあるという。

彼の説明で私は、現在進行している軍事費削減と軍民転換が、「平和の配当」として社会全体

に支払われるのでないことを実感した。しかし同時に、地域社会のなかで彼のように多くの人たちがボランティアで、地域社会を改善する真剣な努力を続けていることも理解したのであった。ここにこそ、アメリカ経済社会の再生の原動力があるのではないだろうか。

(大阪市立大学経済研究所 助教授)

バックナンバーの紹介 (各1000円、送料240円)

第6号 (1992年春季号)

労働時間短縮の日本的障害 藤本 武

特集 規制緩和問題と経済民主主義

第7号 (1992年夏季号)

アメリカの医療問題 日野秀逸

特集 東京一極集中と労働者・住民生活

第8号 (1992年秋季号)

PKOと国際動向～大国支配強化への「軍事的貢献」

津田達夫

特集 欧米労働運動の現段階

第9号 (1993年冬季号)

バブルと現代資本主義経済の特質 今宮謙二

特集 労働法制「再編」と労働者保護

第10号 (1993年春季号)

国境なきヨーロッパ資本主義のパラドクス

佐々木建

鼎談 今日の世界と日本経済の動向をどう見るか

第11号 (1993年夏季号)

国際的視野から見た今日の政治状況 増島 宏

特集 東アジア経済と日本の労働者

第12号 (1993年秋季号)

現代の労働者階級の状態 江口英一

特集 ホワイトカラーと今日の雇用調整

各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉〈新刊紹介〉他。

バックナンバーの申し込み、および定期購読の申し込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折返し、請求書、振替用紙を同封して送付します。

特集・激化する国際失業と日本の労働者

欧米における失業の今日的な特徴

三富 紀敬

人員の削減が、外国雑誌や新聞紙上において連日のように伝えられる。失業者は、経済協力開発機構（OECD）加盟24カ国について3230万人、率にして8.2%にのぼる¹⁾。87年の水準（2970万人、7.8%）²⁾から実数にして260万人、率にして0.4%の上昇である。94年には、失業者だけで3600万人（8.5%）になり、これに不完全就業者など、すなわち適当な仕事がないために求職をあきらめた者370万人、およびフルタイムの仕事に就きたいと考えていたがやむをえずパートタイムの職にある者930万人を加えて、失業・不完全就業者の総数を推計すると4900万人にのぼる³⁾（OECDによる）。他方では、経済協力開発機構には未加盟の香港をはじめ韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、メキシコ、ボリビアなどの諸国では、雇用状況の改善が伝えられる⁴⁾。

94年に予想される失業者の主力は、旧ソ連を除くヨーロッパ諸国（2200万人、12%）とアメリカ（850万人、6.6%）において形成される⁵⁾。このうちヨーロッパ諸国の数は、戦後の最高である。

以下では、90年代における欧米の失業を、70年代初頭から80年代中葉までと比較しながら特徴づけたうえで、その要因についてさぐり、最

後に、各国政府レベルと国際機関において論議を呼ぶ雇用政策とその有効性について検討したい。

1. 欧米における失業の今日的な特徴はなにか

90年代に入ってから欧米における失業は、規模の大きさと比率の高さに加えて、およそ次のように特徴づけることができよう。

まず、レイオフ（一時解雇）や経済的な解雇の増加にともなう、失業者の形成される事由とその構成に変化がみられる。80年代までは、労働市場への新規の参入者や臨時的な契約の終了者の失業が目立っていた。こうした事由は、今日でも相応の比重を占めてはいる。しかし、既就業者の解雇にともなう失業者化の目立った増加のなかで、その割合を低下させている。『フォーチュン』誌（Fortune）の最近号（93年9月20日）は、「レイオフはいつ終わるであろうか」という見出しの記事を掲げたうえで、レイオフが「多くの大企業にとっては90年代の一過的な事象ではなく、存立の手段（a way of life）になっている⁶⁾」として、ひき続く解雇と失業者の増加について予測している。

さらに、失業者の構成にも変化をみることが

できる。欧米の失業者は若年者を主力にし、性別では女性、社会職業階層もしくは所得階層別には職業資格をもたない低所得層に傾斜すると指摘されてきた。ブルーカラーの大量失業が社会問題となったのも同じ脈略である。様相は、90年代に入ると異なる。年齢階層別には中高年層、性別では男性、職業上の地位別には管理者や専門的な技術者の失業が多発している。ホワイトカラーの失業が話題を呼ぶのである。

ホワイトカラーは、不況局面における手荒な調整とは無縁の存在として長い間みなされてきた。しかし、90-92年の景気局面にこれまでとは異なる状況が現われ、広い議論を呼ぶことになる。アメリカでは、ホワイトカラーの雇用が、90年第3四半期から91年末にかけて停滞の様相をみせ、あわせてホワイトカラーの失業がブルーカラーのそれとほぼ同じ割合で増加する⁷⁾。いずれも1975年と82年の不況局面にはなかったことである。92年に入ると失業中のホワイトカラーは、ブルーカラーのそれを越す。事情は、フランスでも同じである。カードルといわれる幹部職員や技師・職長などの職業資格をもつ者の失業者が90-93年にかけて2桁の伸び率をみせ、他方、単能工と称されてこれといった資格をもたない失業者の伸びが、マイナスに転じている⁸⁾。この国の経済社会評議会 (CES) は、こうした事態を「失業構成の構造的で社会的な変化」として特徴づけ、「伝統的な構造」すなわち25歳未満と女性ならびに単能工における高い求職者比率が、中年男性で一家を構える失業者や高い職業資格をもつ失業者にますますとて変わられている、と指摘する⁹⁾。イギリスを含む他のヨーロッパ諸国も同様である。

第三に、失業者の再雇用への道は狭くなり、滞留の期間も長期化する。

レイオフされる者のかなりは、アメリカの慣

行によると元の職場に戻ることができた。過去の不況局面でレイオフされた者の平均44%が、元の職場に戻ったという実績にみるとおりである。最近では、わずかに15%の者だけがそうした希望をもつことができるにすぎない¹⁰⁾ (労働統計局の推計による)。求職をあきらめる者 (discouraged workers) が増えるのも自然のなりゆきである。公式には100万人といわれている。実際の数は、これをかなり上まわるのではないかと指摘する専門家もいる¹¹⁾。

失業の長期化は、EC加盟12カ国において、かねてから指摘されてきたことのひとつである。最近では、これがいっそう深刻化している。12カ月を越す失業期間の者は、12カ国平均で48.6% (90年) から55.0% (92年) に上昇する¹²⁾。

最後に、賃金の性別格差は、失業の男性への傾斜ともかわることとして近年縮小の傾向にある。

この問題については、拙稿「欧米女性と今日の雇用・失業問題」(『女性労働問題研究』24号、93年6月)において指摘してきたところである。欧米では、この問題をたち入って扱う論稿も現われている¹³⁾。賃金の名目上昇率が、男性に低く女性に高く現われた結果である。ともあれ90年代に入ってから失業の特徴にかかわってのことであり、簡略ながらふれておくものである。

2. 雇用は国境を越えて旧東欧、南アメリカ、アジアへ

90年代の失業問題が、おりからの不況局面に影響されていることは、いうまでもない。同時に、M・フリードマン (Milton Friedman) のいう技術と政治の両面にわたる二重の革命¹⁴⁾が、失業問題に強力で持続的な変化をおよぼしていることを、忘れるわけにいかない。技術革命は、コンピュータと通信技術を支柱に「世界のあらゆる地点で生産し販売すること」を可能とする。

特集・激化する国際失業と日本の労働者

他方、政治革命は、ソ連邦の崩壊と中国における市場経済の導入などを内容にすることから、従来になく広い地域での安い労働力の利用を可能にさせる。こうした労働力の利用は、技術革命の進展にそって容易でもある。

M・フリードマンのいう二重の革命は、失業問題にどのような影響をおよぼしているであろうか。

まず、業務の外部化が、これまでとは異なる色合いをもって進んでいる。外部の業者に委託される (contract out) のは、清掃、洗濯、給食それに警備などいずれも周辺的な業務であって、主としてブルーカラーに担われてきたものばかりである。最近では、戦略的な重要性をもつだけにもっぱら内部的な管理に委ねられてきた情報処理技術などが外部化 (outsourcing) されている¹⁵⁾。ホワイトカラーが伝統的に担ってきた業務の外部化である。こうした動きは、政府や地方自治体にも広がっている。失業者の構成におけるブルーカラーの減少とホワイトカラーの増加は、そうした新しい動きの結果でもある。

さらに、技術革命が欧米各国の国内では雇用の外部化を支えたとすれば、国際的には、政治革命と相まって雇用の地域間の流動化を促している。

多国籍化のいっそうの進展は、もっぱら安い労働力をあてにするというわけではない。

高い経済成長が期待される国々に生産とサービスの拠点を設け、市場の支配にのり出すことも目論まれる。成長の期待される国々への投資は、最新の技術と経営管理をもって進められることから、欧米諸国内の生産やサービス拠点よりもはるかに資本集約的である。「国内の雇用が多国籍化にともなって100万人分縮減されるとすれば、海外では10万人の雇用創出にとどまるであろう」という専門家の指摘もなされている¹⁶⁾。

実際に起こりうることである。

いくつかの事例を紹介しておきたい。

ゼネラル・エレクトリック (General Electric, GE) は、ハンガリーの首都ブダペストにあるヘッドランプの工場を買収し操業を続けている。GEは、電気設備のデザインと製作については世界でも屈指の腕をもつハンガリー労働者に目をつけたといわれる。その製品は、日本をはじめ西欧それに旧東ドイツにも輸出されている。GEは、またハンガリーの別の地域にある工場も買収している。この工場は、今ではGEの小型蛍光灯を製造する主な拠点である。多くの製品をアメリカに輸出するまでの地歩を築いている。ハンガリーには、フランスの既製服メーカー (Weil) も進出し、ブダペストの近郊に近代的な工場を設立している。この国の魅力は、低い賃金ばかりではない。洋服仕立ての分野においては、レベルの高い労働力をあてにできるといわれる。

通信衛星を利用した雇用の流動化も進んでいる。ジャマイカでは、アメリカと通信衛星で結ばれたオフィスに3500人の女性が働いている。彼女たちは、飛行機の座席の予約と航空券の処理をおこなう。業務の量は、日に2万5000件を越す。アイルランドには、アメリカから通信衛星にのって送られてくる情報を処理する12の事務所がある。医療保険の受給資格の審査をおこなう業務である。これの処理には、アメリカの医療制度と私的保険事業についての専門的な知識を要する。アメリカの会社は、なぜアイルランドに仕事を移すのであろうか。それは、営業経費がアメリカより30-35%ほど安くつくからである。租税の特別措置も誘因として働いている。しかも、もっとも重要なこととして、高い労働意欲がある。350万の人口に対して110万人分の仕事しかない国である。12の事務所のいずれかに職をうることは、まったくの幸運として

受けとめられる。労働者の移動率は、そうしたことからおよそ1%にすぎない。

オランダのフィリップ (Philip) は、ポーランドをはじめハンガリー、マラヤ諸島、中国それにメキシコに生産を集約すると発表している (93年初頭)。このあおりを受けて1万5000人の削減が、欧米諸国において予定されている¹⁷⁾。旧東欧諸国への生産拠点の移動は、アパレル産業でも始まっている。チェコ、ハンガリー、ユーゴスラビアなどへの進出がそれである。20万人の雇用がむこう5年のうちに西欧諸国から消えることになるうといわれる。

雇用の国際的な流動化は、EC域内でもおこなわれている。フーバー (Hoover) による生産拠点の海外移転は、「ヨーロッパ統合の最中におけるソーシャル・ダンピング」として問題視されている¹⁸⁾。これは、フランスのブルゴーニュ地方にある工場の閉鎖とイギリスへの移転である。フランスにおける600-750人の削減と、他方、ドーバー海峡のむこう側での400人分の雇用創出をとまなう。両国間の賃金格差は、37%にのぼる。これが、生産拠点を移転するうえでの誘因のひとつである。企業内で結ばれた労使の協定には、期間の定めのある労働契約 (24カ月) での採用、この期間における疾病手当および高齢補足制度の不適用、一部の工程における四交替制の導入、労働組合代表の員数制限などの条項が盛り込まれている (93年1月)。イギリスへの投資は、この事例を含めて「ECの社会的な諸規則からのがれる道の選択¹⁹⁾」として一般に受けとめられている。

3. 弾力化は、雇用の創出につながるか？

政策をめぐる論議も盛んである。各国政府と国際機関の対応は、おおぐりにいって2つに区分けできよう。

ひとつは、移民の流入規制である。失業率の高まりとヤミ就業の広がりの中、国籍条項の改定をおこなった国 (ドイツ、フランスなど) もある²⁰⁾。

いまひとつは、労働にかかわる全般的な弾力化である。ECにおいては、およそ4つの領域にかかわる。第1に、パートタイムや人材派遣に関する法的な厳しさである。第2に、労働費用のアメリカと日本に較べた相対的な高さである。第3に、サービス部門における労働生産性の低さである。最後に、失業者の就業促進に関する対策の遅れである。

雇用創出は、法・協約による規制の弾力化にそってあてにできるとされる。イギリスにおける弾力的な政策対応が、その例証としてひきあいに出される²¹⁾。

しかし、イギリスがどれほどの雇用創出力を誇るのか、法的にきびしい対応をおこなっていると評されるフランスなどと比較するならば、はなはだ疑問である。

第1に、雇用者は、81-87年の期間をとるとイギリスにおいて毎年減少している²²⁾。他方、フランスについては、84-86年を除く81-83年および87年について増加している。第2に、雇用者の推移を79-92年についてみると、イギリスもフランス、ドイツ、イタリアなどとともに増加である。しかし、その伸びは0.4%と4カ国中もっとも低い。ちなみにフランスの伸びは、イギリスの10倍にあたる4.0%である。第3に、イギリスにおける雇用創出の主力は、女性に担われる傾向が他のEC加盟国よりも高い。このため25-54歳男性の無業者 (non-employed) 比率が、フランスの9.1%に比べ、イギリス14.9%と著しく高い。

弾力化の措置は、スペイン、イタリア、フランス、ベルギーなどの国々で採用されはじめて

特集・激化する国際失業と日本の労働者

いる。しかし、それが雇用の創出に連動するかどうか、イギリスとフランスの比較に照らすとき疑問である。

(注)

- 1) Le Monde du 24 Mars 1993.
- 2) OECD, Employment Outlook, July 1989, p.18.
- 3) Financial Times, July 22 1993.
EC 加盟国の失業率だけでも、最近の10.8%から2000年には、11.6%に上昇するという推計もある(国際予測調査情報センター、CEPII による)。Le Monde des 10 et 11 Octobre 1993.
- 4) Le Monde de 24 Mars 1993.
- 5) Financial Times, September 2 1993.
- 6) Fortune, September 20 1993, p.54.
- 7) Thomas Nardone and als, 1992: Job market in the doldrums, MLR, February 1993, p.12.
- 8) B. Belloc et als, Premier bilan de l'emploi et du chômage, Travail et Emploi, N.56, Février 1993, p. 78.
- 9) JO, Avis et Rapports du CES, le 10 Septembre 1993, pp.8-9.
- 10) Fortune, March 8 1993, p.25.
- 11) Ibid., pp.26-27.
- 12) 原資料は、Eurostat Survey.イギリス雇用省の関係部局

(BSU)から93年9月29日付で送付していただいた資料による。

12ヵ月を越す、すなわち長期失業者は、OECD 加盟国平均では30% (92年) を越す。Financial Times, July 2 1993.

- 13) Thomas Nardone and als, op. cit., pp.13-14, Sylvie Veran, Menace sur les femmes, aux Etats-Unis, leur conditions régresse, Et en France ?, Le Nouvel Observateur. p.41
- 14) Myron Magnet, Why job growth is stalled, Fortune, March 8 1993, p.33.
- 15) Financial Times, July 28 1993.
- 16) Brian O'Reilly, Your new global force, Fortune, December 14 1992, p.22 and p.24.
- 17) La Vie Ouvrière, N. 2530 du 22 Février à 1 Mars 1993, p.24.
- 18) Florence Lefresne, Europe social: l'affaire Hoover, problèmes économiques, N. 2329 du 9 Juin 1993, p.10.
- 19) Financial Times, October 13 1993.
- 20) これについては、日本にも紹介されている。たとえば『毎日新聞』93年9月8日。
- 21) Financial Times, August 16 1993, September 2 1993, September 6 1993.
- 22) Financial Times, September 6 1993, October 4 1993.

(常任理事・静岡大学教授)

大企業の民主的規制と
経済民主主義への
当面する道すじを論究!

経済民主主義と
現代資本主義

戸木田嘉久
2600円 380

「二つの顔」をもつ日本資本主義
「経済大国」という独占大企業の
「豊かさ」を象徴する顔と、労働
者・国民のきびしい労働と生活、
先進国にはみられない「生
活小国」の顔である。その実態
と陰影を精緻に分析し、大企業
の民主的規制への道すじを究明。



経済学、産業論、経営学、法律学から
アプローチするはじめての学際的・総合的研究!

規制緩和問題と経済民主主義

角瀬保雄監修・
労働運動総合研究所編
2600円 380

新日本出版社
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6
03(342)18402 東京営業所 3-13681

定価税込

雇用をめざす「草の根」からのたたかい、

— アメリカ —

坂本 満枝

昨夏、全労連のアメリカ・カナダ調査団に加わり、いくつかの労働組合やたたかいの現場を訪れた。近着の資料から、雇用とこれをめぐるたたかいを中心に紹介したい。(訪問全体については、本誌前号の元野論文を参照されたい。)

1. アメリカにおける産業の破壊と雇用の動向

アメリカ経済のとめどない衰退と、大勢を占める労働組合運動の協調主義のなかで、労働者の生活、とくにその基本をなす雇用の状況は、今回の不況を経るなかでさらに悪化している。

アメリカの経済成長は10月29日発表で2.8%に回復したものの、1993年3月段階では、年率に換算して1.8%であり、これまでのどの不況に比べても、回復の速度はもっとも遅いという。

雇用動向にもかつてない傾向が見られる。

その1つは、雇用水準が回復しないことである。1993年4～5月の雇用増は55,000人であったが、それでも過去における回復期の平均的動向と比較すると30～40万少ない。2年半にわたる景気回復は、雇用創出の点からみて、「雇用なき回復」と言われている。新規創出雇用の27.7%は非基幹産業においてであり、基幹産業での雇用回復は低下している。

たとえば、1991年と1993年10月との対比で大手数社の雇用変動をみてみよう。ゼネラルモーターは389,000から334,000(−14%)、IBMは186,000から158,000(−15%)、ゼネラル・エレ

クトリックは221,000から173,000(−22%)、デュポンは76,000から66,000(−13%)、シェブロンは43,638から37,879(−13%)というように、大幅な雇用の減少がみられる(「ニューヨーク・マガジン」1993年10月18日号)。

「フォーチュン」誌によると、上位10社のアメリカの雇用総数はこの2年半に、1,273,517人から1,112,190人へ、つまり160,000人(12.6%)の減少を示している。

第2の大きな特徴は、不安定雇用の増大である。正規の雇用を望みながら、不本意にパート労働に就かざるをえない者は、3月の620万から4月には650万に増えた。パート労働者総数は1990年6月の2,300万から1993年1月には2,700万へと増えている。不況からの回復期に創出された雇用の25.9%はパート労働であり、そのうちの4分の3は正規労働の希望者である。正規の仕事が見つからないために、求職活動を放棄した者も多い。

1993年7月の新規雇用創出は162,000であったため、失業率は7.0%から6.8%に下がった。しかしそのうちの153,000はサービス産業であり、製造業の雇用は今なお1965年以来の最低である。

第3に、正規雇用でないこととも関連して、これら新規創出の賃金が、全労働者平均を下回り、劣悪なことである。新規創出雇用賃金の1979～87年の水準は貧困線以下が1,070万、貧困線から全国平均賃金までが890万、年収23,222ド

特集・激化する国際失業と日本の労働者

ル以上がわずかに160万である。1991～93年に実質賃金は1.5%低下した。

雇用の減少の中で、大企業の収益が大幅に増大していることはいうまでもない。「ウォール・ストリート・ジャーナル」によると、1992年の上位500社の利潤は16%増えている。その中には、フィリップ・モリスの26%、エクソン14.1%、AT&T（アメリカ電信電話会社）500%、シェブロン71%、GE6.5%、マーク15.3%が含まれる。

2. 独占のねらう経済の地域統合

以上にみられる雇用の変動は、アメリカの経済構造の根本的な変化を示している。あくなき搾取のための企業戦略からリストラクチャリングを進め、安い労働力をめざしてすでに多くの雇用は、南部国境を越えて流出した。国内産業の空洞化が進行し、サービス、その他の産業で質の低い雇用が創出されても、基幹産業での雇用は激しく減少を続けている。

人口3億6000万の巨大市場をめざすアメリカ、カナダ、メキシコを含む北米自由貿易協定（NAFTA）は、APEC（アジア太平洋経済協力閣僚会議）を視野に入れながらの、独占による新たな搾取体制の追求をねらうものである。すでにアメリカ・メキシコ貿易協定のもとで、きわめて多くの仕事がアメリカからメキシコのマキラドーラ（両国国境ティファナ市一帯に設けられた保税輸出加工区）に移転した。

メキシコでは、政府と御用組合のあいだにあるいわゆる「連帯協定」によって、たとえ生産性が向上しても、賃上げはインフレ率以下に抑えられている。メキシコの輸出部門の生産性はアメリカの80～100%に及ぶが、メキシコ労働者の賃金はアメリカの労働者の25%、さらには10%に過ぎない。しかも、名目賃金は1980年から

1987年までに56%低下している。アメリカのアグリビジネスに追い出されたおよそ100万の農民の家族の労働市場への参入が予想され、労働者の賃金はさらに引き下げられるであろう。

この低賃金が重しとなって、まだアメリカに存在する正規雇用の相対的に高い賃金も交渉ごとに引き下げられており、新規採用者の賃金を低く押さえる二等級制賃金の導入がいつそう加速されている。今後40万から150万の仕事がメキシコに流出すると推定されており、高い熟練度の仕事も流出を始めた。これら3国の経済統合は、生産コストの切り下げ、つまり賃金の労働諸条件の低水準への平準化傾向をさらに激しく押し進めるであろう。貧富の両極への分化は、アメリカ国内だけでなく、ブロック全体で拡大するだろう。

NAFTAは、労働組合、環境団体、市民の激しい反対運動にもかかわらず、僅差で上下両院を通過し、1994年1月に発効する。「タイムス・ミラー」の10月のNAFTAについての世論調査によると、賛成42%、反対37%と比率は接近し、まだ意見のない者が21%である。もっとも反対が多いのは世帯年収が2万ドル以下の層（42%）で、3万～49,999ドルが38%、支持率のもっとも高いのが5万ドル以上（47%）である。NAFTAのなりゆきを心配している者の関心事は雇用であり、反対者の90%が確実に仕事がなくなると考えている。

企業側は徹底した攻勢を展開した。アメリカ政策研究所によると、「NAFTAをめざすアメリカ同盟」（USA-NAFTA）には2,300社と関連グループが結集し、「この協定は他国との開かれた貿易と投資の先例になりうるもの」と位置づけ、メキシコに利害をもつアメリカの大手多国籍企業を先頭に、議会への陳情、各州に担当企業を任命しての住民への宣伝を含め、協定締結のた

め巨額の資金を投入して活動した。たしかに、アメリカに本社をもつ企業、とくに多国籍企業にとって、NAFTA はメキシコに潜在する利潤獲得の膨大な可能性を手に入れるうえで、残っている障害を取り払う協定である。しかも、NAFTA は、たんにメキシコに搾取可能な低賃金地帯を拡大するばかりでなく、ブロック化という広大な経済変革を達成することでもある。

こうした展開は、労資の利害の対立、階級対立をかつてなく鋭くしている。

3. たたかう労働組合の立場

これにたいして、労働組合、環境団体、各種団体、市民が一貫して反対運動をすすめてきた。ここではCIOを除名されて以来、独立した立場に立って正面から資本に立ち向かい、戦闘的労働組合主義を掲げるアメリカ電機・ラジオ・機械労働組合(UE)について、NAFTAにたいする態度および今日のアメリカの状況のなかでのUEのめざす方向に触れたい。

UEはこの地域的経済統合を、民主主義か搾取かの選択の問題ととらえ、そして経済統合は避けられないが、それを誰が主導し、誰の利益になるのかが問題であると鋭く提起している。

「NAFTAは国際資本と各国保守政府が、北米ならびに世界ですすめる、かつてない規模の貿易・投資・法律にかんする協定のなかの一つの要素である。それは“自由貿易”協定である以上に、北米の将来を一方的に決定する新しい自由を多国籍企業にたいして与え、国民の生活水準を切り下げ、仕事を移動させ、民主主義をきりくずすものである。」

1993年8月29日から9月2日まで開かれたUEの第58回大会は、この立場からNAFTAを拒否し、労働者と農民、人権、環境を守るための強力な実効のある社会的条項を伴った、「大陸的規

模の発展を視野に入れた条約」をめざすべきであると、アメリカ議会に対して要求した。この中には、当該3ヵ国における労働組合権、特に独立した民主的労働組合を結成する権利、ストライキ権、完全雇用の権利が含まれる。

NAFTA反対運動においては、国内のさまざまな労働組合や連合体、たとえば雇用擁護同盟、健康保険制度獲得同盟、市民貿易運動等と共闘している。また、メキシコの草の根組織である真性労働組合戦線(FAT)やカナダの諸労組、とりわけカナダ自動車労働組合(CAW)と、数次の連帯会議を開いている。

またチームスター(国際トラック運転手組合)と協力して、議会に公聴会を開かせ、メキシコのFAT代表がメキシコ労働者の窮状を証言する機会をつくった。すでに実施されてきたアメリカ・メキシコ協定のもとで、UEも工場移転のために10,000人の組合員を失っている。緊急の課題である雇用の擁護のためには、NAFTAに反対するたたかいを避けて通ることはできない。しかし、戦闘的労働組合こそ、独占のいっそうの搾取体制にとっての障害である。

4. 広範な労働者・市民との共同を広げて一雇用擁護同盟

雇用擁護同盟(以下同盟)は労働者の権利を擁護し拡大するための同盟であり、労働運動のさまざまなグループならびに労働者とその闘争を支援する労働、宗教、市民権擁護、婦人、学生、農民、「平和と正義」の団体が結集し、その歴史はまだ2年足らずである。

1970年代に始まった資本にたいする労働組合の果てしない譲歩のなかで、UEは資本との協調を排してたたかい続けたが、多数にくみしないたたかいのなかで、共闘が生まれてきた。

「同盟は、労働者の権利を擁護し拡大するために活動する指導的な全国的連合体であり」、「こ

特集・激化する国際失業と日本の労働者

の国の労働運動の大部分を特徴づける“ビジネス・ユニオニズム”との決別を意味する」と、1993年9月採択の決議は述べている。

同盟の目標は、「すべてのアメリカ人により仕事を与えること」であり、それを実現する手段として、団結権の回復、金持ちと大企業への課税、連邦財政支出の優先項目の変更（軍事費の削減等）、すべての者へのヘルス・ケアの保障を掲げている。

同盟は草の根の労働者に不正義にみちたアメリカ社会の実態を知らせ、議会への陳情や抗議行動への参加を組織し、各地で労働運動をふたたび覚醒させ、労働者に有利な政治的環境をあらたにつくりたいと考えている。「労働組合運動が強力な政治勢力に支えられていない」ことが特徴だとみずからを分析するUEおよびその他の進歩的組合による選択である。労働者の利益を守るうえで、労働組合権の確立は焦眉の急である。クリントン政権の労働長官ロバート・ライシュは、パートナーシップを強調し、今や経営者に従えではなく、闘争とか連帯の概念を根こそぎ捨てよと訴えている。したがってたたかう労働者への攻撃は激しい。たとえば、同盟は、連邦労働法および全国労働関係局（NLRB）が労働者を守っていないと、25都市で7,000人が参加する抗議デモを1993年2月に組織したが、NLRB前で座り込みをした理由で350人が逮捕された。ストライキ権は、いまや「そのために解雇される権利」になっている。すでに下院を通ったストライキ法を、舞台裏での妥協なしに上院を通過させることを要求した。

5. UE のめざすもの

UEの精力的な組織化は電機・機械にかぎらず、公務やサービスにも広げられている。組合設立のための選挙運動（50%以上の得票が必要である）が、1992年には32回おこなわれたが、そのうち80%で勝利を勝ちとり、僅差で破れた職場をつぎの対象としている。

また、不況のもとでの経営者の圧力で、中小の多くの独立組合は従来の団体交渉機能を後退させられており、切に連帯を求めるものの、上部団体への加盟によって独自の路線を放棄することは望んでいない。UEは1992年夏にはじめてオルグ集団をつくり、すでに800以上の地方・地域組織との連絡を実現した。さらに、AFL・CIOの加盟組合でも、ビジネス・ユニオンの立場を越えて、UEが中心となる集会や交流会に参加する例が増えている。UEはたたかう中立労働組合の拠り所になることをめざしている。

さる大会で執行部報告は、「前途には、山をなす労働者の問題やレーガン＝ブッシュに破壊された遺制をのりこえる問題があるが、反撃は確実に前進しており、あらたな希望と変革に伴う困難をこえていく確信が湧いている」と述べている。

1991年に全労連主催の「日本的労使関係にかんする国際シンポジウム」に参加したUE組織部長エドモンド・ブルーノは、「全労連を結成したとき、あなた方は私たちの歌を唄っていたのです」と発言した。全労連の選択した道へのその共感と連帯の気持ちを実感する旅でもあった。

（全労連国際局員）

現在の雇用・失業情勢と労働力政策について

内山 昂

1. はじめに

10月12日に年金審議会は、年金「改革」案の検討結果を意見書としてまとめ厚生大臣に提出した。同時期の10月14日に、労働省は「65歳までの雇用機会を確保するための実行ある推進策」について雇用審議会に諮問をした。諮問内容は次のようである。

「急速な高齢化の進展にかんがみ、高齢者の雇用の安定を図るため、65歳までの雇用機会を確保するための実効ある推進策について、法的整備の在り方も含めて、貴会の意見を求める」としている、そのための根拠として次の2点をあげている。

「『人生80年時代』の到来を迎え、我が国経済社会の活力を維持していくためには、高齢者の豊かな知識・経験を活かし、65歳まで現役として働けるような環境づくりを進めていくことが重要な政策課題となっている。」

「高齢者の雇用状況については、60歳定年制は8割の企業で採用されており、更に60歳定年制を実施することを予定している企業まで含めると9割を越え、着実に定着しつつある。

しかしながら、希望する者が65歳まで働き続けることができる制度を有する企業の割合は約2割と未だ十分とは言えない状況にある。また、高齢者を取り巻く雇用失業情勢は特に最近の景

気低迷の影響も受けて大変厳しく、いったん離職すると再就職は難しい状況にある。」

この2つの審議会の意見書と諮問が、相互に関連していることは明らかである。「平成5年雇用管理調査結果速報」より労働省の算出によれば、65歳まで雇用確保の手段を有する企業の全企業に占める割合は19.1%に過ぎない。これを調査時点で企業規模別に一律定年制を61歳以上でみると企業規模計で6.0%、5000人以上で1.6%、1000～4999人で2.4%、300～999人で5.0%、100～299人で5.9%、30～99人で6.3%になっている。65歳年金支給となった場合、全企業の約80%で働く労働者はどうなるのか。ちなみに60～64歳の有効求人倍率は平成4年10月で0.16である。これでは生活できず、生きていけない。

言葉を変えて言えば、65歳年金支給は、65歳まで働き続けることを必然として成立しているのであり、有効求人倍率0.16のもとでの労働条件は低賃金、無権利なものとなり、そう遠くない時期に景気動向とも相まって日本における労働市場全体に厳しいインパクトを与えるであろう。労働省の審議会への諮問は、以上の方向に踏み出したことを違う言葉で述べたにすぎない。ここで注目すべきは、人事院が平成5年8月3日にだした「報告と勧告」の報告のなかで「公務における高齢者対策」として、「高齢者雇用の形態」「雇用と年金の在り方」「その他関連事項」

特集・激化する国際失業と日本の労働者

の検討にふれていることである。その意図するところは公務労働の若干の特殊性はあるにしても基本は同じと判断出来る（本号35ページ金沢論文参照）。ここに日本全体の労働者階級にたいする攻撃として、自民党でも成しえなかった日本資本主義の反動的構造諸政策を、細川連合政権が独占資本の意をたいして世界同時不況のなかで、それだからこそ実現すべく決意していることをみることができる。次に雇用・失業をめぐる状況について触れることとする。

2. 雇用・失業について

筆者は1年前、本誌No.9に「雇用・失業動向の若干の特徴」について触れる機会があった。そのとき今次不況を「プラザ合意にもとづく構造調整がつくりだした世界同時不況と結びついた構造的なもの」として、「勿論景気は循環するであろうが、政府・資本が期待を込めて述べているように、それが短期に底をうって上調になる、もしくは急速に上げるということは今次不況の性格からして考えられない。」として雇用問題にふれたが、現状はより深刻な事態にたちいたっている。政府統計等をもとにその実態を明らかにしたい。

労働省の業務統計によれば、有効求人倍率を91、92、93年の各8月で比べてみると、1.38、1.03、0.70倍と急速に悪化している。月間有効求職者と月間有効求人数を実数で対前年同月増減率を92、93年8月でみると求職で12.0%、18.4%各増、求人で17.0%、18.9%各減である。これでは倍率が悪くなるのは当然といえる。

「労働経済動向調査」（93年8月）によれば、*製造業の常用雇用判断D.I.は、4～6月期実績－（マイナス）10ポイント、先行きは、7～9月期実績見込み、10～12月期見込みとも－7ポイントと見込んでいる。*卸売・小売業、飲食

店のD.I.は、4～6月期実績－8ポイント、7～9月期、10～12月期ともに－1ポイントとなっている。*サービス業については、今後若干のプラスが見込まれている。

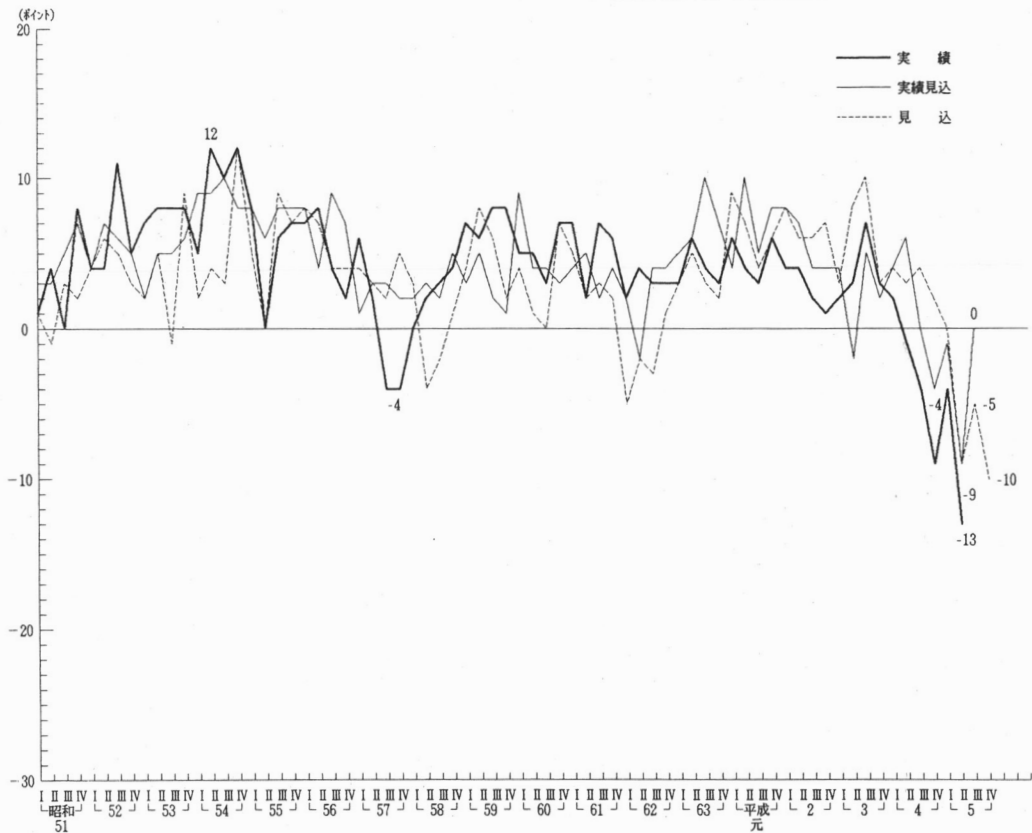
パートタイムについては、全体にマイナスだが特に卸売・小売業、飲食店のパートタイムは、4～6月期実績－13ポイントと四半期調査開始（'76年1～3月期）以来最大のマイナス幅となった（第1図）。製造業もサービス業もマイナスポイントになっている。

雇用調整について、なんらかの雇用調整を実施した事業所の割合の4～6月期の実績は、製造業40%、卸売・小売業、飲食店29%、サービス業23%と、各産業とも前期に比べて上昇し、製造業は円高不況時（'86年10～12月期）のピークに並んだ（第2図）。既にマツダが全社で、日産が栃木で11月から、94年1月から新日本製鉄（3年間で7000人削減）、日本鋼管3200人、川崎製鉄2900人、住友金属3500人など製鉄大手、日立など電機メーカーで「雇用調整給付金」の対象となる休業等が行われるので、それはより厳しいものとなるであろう（第1表）。雇用調整の実施方法は、各産業とも引き続き残業規制の割合がもっとも高く次いで「中途採用の削減・停止」や「配置転換」の割合が高くなっている。これを前期と比べると「配置転換」は、製造業及び卸売・小売業、飲食店で上昇、なお製造業では、「出向」の実施事業所の割合が引き続き上昇している。93年8月1日現在雇用調整助成金の指定業種は168、対象事業所は16万2千所対象労働者385万1千人となっている。

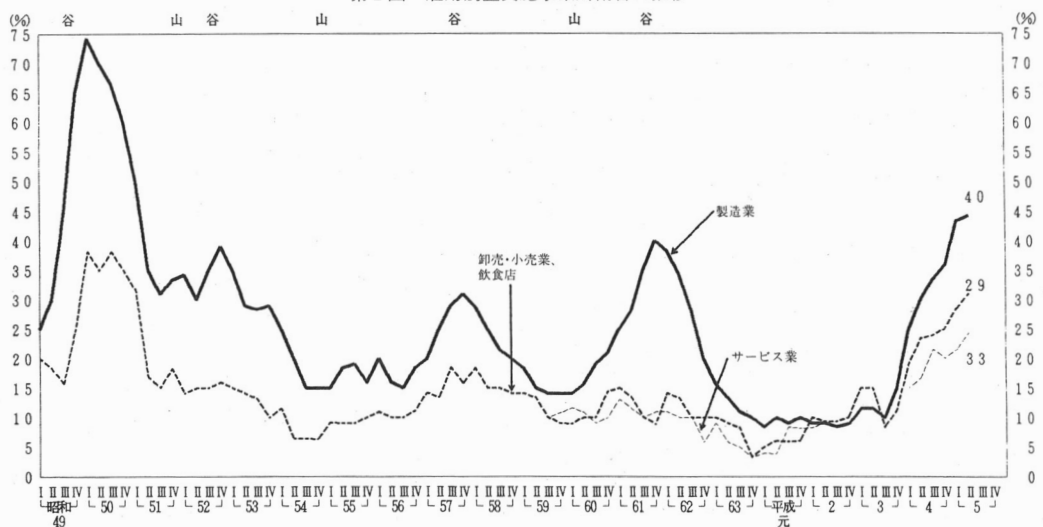
パートの減については既にふれたが、女性の状況を総理府統計の「就業状態別15歳以上人口」調査でみると、「家事などのかわらに仕事」に従事する女性は、'92年以降対前年同月で減をつづけているが、93年以降は特に厳しくなってい

特集・激化する国際失業と日本の労働者

第1図 季調済パートタイム雇用判断D.I.の推移(製造業、卸売・小売業、飲食店)



第2図 雇用調整実施事業所割合の推移



資料出所：労働省「労働経済動向調査」

(注) サービス業は昭和59年4月から調査を始めた。

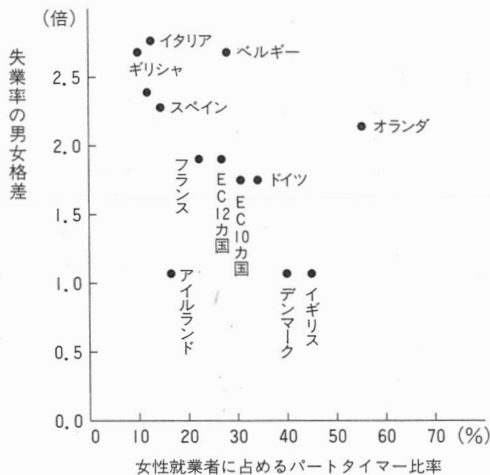
特集・激化する国際失業と日本の労働者

第1表 従業員削減ランキング

順位	従業員減少率				従業員減少数			
	93年/92年		92年/91年		92年→93年		91年→92年	
	社名	%	社名	%	社名	%	社名	%
1	シントム	58.6	ハウスイ	72.4	N T T	17,744	N T T	7,685
2	日本海汽船	52.0	東和メックス	62.6	日産自動車	2,495	東京急行電鉄	2,099
3	山水電気	38.0	寺田紡織	55.3	沖電気工業	1,428	西日本鉄道	1,398
4	キムラタン	34.2	u n i 2 1	45.5	新日本製鉄	1,393	日産自動車	1,307
5	ユニオン光学	32.9	クラウン	44.0	ヤマハ	872	神戸製鋼所	909
6	ナカミチ	32.0	岩崎通信機	32.6	鐘紡	867	丸井	838
7	ユニデン	27.7	東京急行電鉄	29.4	日東紡績	818	新日本製鉄	772
8	クラウン	25.7	三谷セキサン	28.2	国際証券	786	岩崎通信機	763
9	光世証券	25.2	オリインテリア	27.6	日立製作所	733	ヤマハ	609
10	オーミケンシ	24.3	ユニデン	24.6	蛇の目ミシン	641	勸角証券	483
11	厚木ナイロン工	23.4	オートリ	22.4	勸角証券	637	さくら銀行	481
12	ダイア建設	23.1	世界長	20.5	オーミケンシ	614	日本セメント	450
13	蛇の目ミシン	22.6	セザール	20.2	新日本証券	597	コスモ証券	386
14	田村電機製作所	21.3	歌舞伎座	20.0	京セラ	559	富士重工業	383
15	ワイイーデータ	21.1	アスク	19.9	富士通ゼネラル	533	ユニバ証券	354
16	新和海運	20.9	日本セメント	17.4	三洋証券	530	オーミケンシ	351
17	大倉電気	20.4	ナビックス	17.3	メイテック	529	ブラザー販売	330
18	ナカヨ通信機	19.8	東京テアトル	17.0	日興証券	453	寿屋	329
19	ミサワケミカル	19.7	不二製油	16.7	ブラザー販売	433	日本水産	322
20	瀧澤鐵工所	19.3	埼玉繊維工業	16.3	神戸製鋼所	426	三井石油化学	298
21	日東紡績	19.2	京阪神不動産	16.1	長崎屋	417	蛇の目ミシン	293
22	東芝鋼管	19.0	コムソン社	15.5	寿屋	409	東京相和銀行	283
23	中央毛織	17.1	田村電機製作所	15.2	シントム	407	日東紡績	266
24	中外鉦業	16.9	共栄タンカー	15.2	愛知機械工業	400	大洋漁業	257
25	帝国繊維	16.6	マミヤオービー	15.1	本田技研工業	386	コマツ	246
26	東京エレクトロ	16.5	ヒラボウ	15.0	シキボウ	375	大昭和製紙	243
27	サンリオ	16.1	西日本鉄道	14.8	西日本鉄道	350	不二製油	241
28	日本レース	14.5	日住サービス	14.2	コスモ証券	322	三洋証券	234
29	シンワート	14.4	極洋	14.0	ユニバ証券	317	東和メックス	219
30	富士ソフト	14.4	ミサワリゾート	14.0	クラリオン	304	田村電機製作所	215
31	ワコー電器	14.3	シルバー精工	13.8	いすゞ自動車	300	ナビックス	207
32	新栄船舶	14.3	東和エレクト	13.7	第一証券	299	ハウスイ	207
33	富士通ゼネラル	14.1	コスモ証券	13.3	大昭和製紙	297	カルソニック	207
34	日米富士自転車	13.8	増田製粉所	12.4	ユニチカ	295	K D D	201
35	日本紙パ商事	13.5	光世証券	12.4	東京エレクトロ	294	タカキュー	200
36	ニチモ	13.2	紀文フード	12.3	河合楽器製作所	292	アスク	198
37	立川	13.0	オーミケンシ	12.2	日本コロムビア	271	クラボウ	192
38	野崎産業	12.8	マクロス	12.1	ダイア建設	268	第一証券	192
39	コスモ証券	12.8	中川無線電機	11.9	呉羽化学工業	259	大王製紙	188
40	第一証券	12.8	雅叙園観光	11.9	田村電機製作所	255	日本ガイシ	180
41	シキボウ	12.7	ダイア建設	11.8	タカキュー	248	西友	176
42	日本橋倉庫	12.6	電響社	11.7	大東京	242	ブラザー工業	172
43	勸角証券	12.6	ユニバ証券	11.7	安田信託銀行	241	河合楽器製作所	166
44	国際証券	12.2	宝幸水産	11.4	ダイワボウ	230	水戸証券	164
45	ユニバ証券	11.9	ユニオン光学	11.3	サンリオ	225	イズミヤ	161
46	三洋証券	11.8	水戸証券	11.3	大倉電気	221	本田技研工業	160
47	丸万証券	11.8	ツノダ	10.9	本州製紙	219	アイシン精機	156
48	東京いすゞ自	11.8	ユアサフナショ	10.8	太平洋証券	214	ダイア建設	155
49	シルバー精工	11.7	中日本興業	10.5	富士ソフト	212	雪印乳業	149
50	セザール	11.6	乾汽船	10.5	東洋紡	211	九州電力・ミズノ	144

(注) 各社の従業員は、いずれも前年10月～当該年3月の最新本決算または中間決算時点の数字。

第3図 女子就業者（25～49歳）に占めるパートタイマー比率と男女失業率格差の関係（1990年）



資料出所：EC「Eurostat」

注1 失業率の男女格差＝女性の失業率／男性の失業率

2 EC10カ国＝スペイン、ポルトガルを除いたもの。

る。1月27万、2月97万、3月50万、4月70万、5月49万人減している。これが全部パートというわけにはいかないであろうが、大部分はパート的労働と推定できるし、その大部分は非労働力化しているものと思われる。従って労働市場には直接には現われてはこないが、労働市場にたいする潜在的圧力となっている（第3図）。

全産業の雇用判断（「過剰」―「不足」）を8月の日銀短観（雇用人員判断D.I.）でみると全産業で10ポイント、大企業で19ポイント、中堅企業で12ポイント、中小企業で6ポイントと何れも過剰判断の増大が示されている。注目すべきことは、中小企業で5月から過剰に転じていること。また、製造業の大企業で過剰が27ポイントに達していることである。この傾向は12月も変わらないであろう。何故なら日銀短観の予測値が概ね実績に対して低めであること。また、すでに明らかなように雇用動向が景気動向に対

して遅効性であることによる。

以上の結果であろうが、1992年の延労働移動率は30.4%と労働移動は沈静化しているが、パートでは入職者（6万人増）、離職者（10万人増）、転入職者（3万人増）といずれも増加していること。入職者の地域間移動は全体としては減少しているが、北海道・東北（-5.7%）、九州（-2.0%）、近畿（-1.3%）それぞれ流出超過になっていることである。当該地域は、93年の冷害・台風により米作が極端に悪化した地域であり農業労働者の出稼ぎの増大は不可避であろうが、前述のような雇用の過剰情勢のもとで、有効求人倍率に影響を与えることは避けられないであろう。

管理職・事務職の状況については、本誌No.9でもふれたが、経済動向調査によれば管理職では、集計事業所の20%強が過剰になっている。事務職では10～20%過剰になっている。この数字をいかに読むかはあくとして、過剰を背景別にみると管理職（製造業）では、「国内の景気変動に伴う需要不振」54%、「人件費負担の増大」53%、「組織再編による管理事務部門の見直し」47%、「社内の年齢構成要因」34%、「国内の構造的な需要不振」30%が主要な背景になっている。卸売・小売業、飲食店では、「人件費負担の増大」61%、「社内の年齢構成要因」58%、「国内の景気」41%、「組織再編」41%、サービス業では、「人件費」62%、「社内の年齢構成」57%、「組織再編」38%、「国内の景気」27%となっている。注目すべきは、製造業では、主要な要因に大きな差はないが、産業の性質にもよるのであろうが卸売・小売業、飲食店、サービス業では、「人件費」と「社内の年齢」の要因が大きな背景となっている。

事務職のついでの特徴は、管理職にはほとんど観られなかった「OAの導入に伴う合理化」が

第2表 世界の経済成長率の動向と予測

区 分	(前年比：%)				
	1989	1990	1991	1992(予測)	1993(予測)
実質経済成長率					
世 界	3.3	2.1	0.1	0.8	2.3
先 進 国	3.3	2.3	0.5	1.4	2.0
主 要 7 カ 国	3.3	2.3	0.5	1.5	2.1
そ の 他	3.7	2.5	0.6	0.8	1.1
旧ソ連・東欧諸国	2.0	-3.1	-9.7	-17.2	-5.4
東 欧	-0.2	-7.1	-13.7	-10.4	2.1
旧 ソ 連	2.5	-2.3	-9.0	-18.6	-7.6
途 上 国	3.7	3.6	3.2	6.1	5.7
ア フ リ カ	3.2	1.0	1.5	2.0	3.3
ア ジ ア	5.3	5.5	5.7	6.6	6.4
中東・ヨーロッパ	3.8	5.5	—	9.9	8.6
中 南 米 等	1.0	-0.1	2.8	2.7	2.0

資料出所：国際通貨基金（IMF）「World Economic Outlook」（1993年1月）

製造業で23%、卸売・小売業、飲食店で28%、サービス業で21%過剰要因となっていること。サービス業で「国内の景気変動」が50%あることにある。他は管理職と同傾向といえる。この過剰要因の背景からして雇用過剰の傾向はひきつづくものと考えられる。これを年代区分別に事業所割合をみると50歳以上で（管理職）製造業65%、卸売・小売業、飲食店53%、サービス業53%となっている。これを40歳以上でみると、それぞれ93%、97%、87%になる。事務職をこれも40歳以上でみると製造業で65%、卸売・小売業、飲食店66%、サービス業43%になっている。戦後の第一次団塊世代が40歳代後半にちかづいている状況を考慮にいれるとき、資本にとって50歳代の相対的過剰人口問題はさけることの出来ない問題になってきている。従って「終身雇用制」、「年功賃金」の維持は、極めて困難になってきており、それは事実上崩壊しつつある。

発達した資本主義国全体は程度の差こそあれ不況局面にある。そこで大雑把に各国の失業率を掲げておく。92年アメリカ7.4%（黒人14.1、

ヒスパニック11.4）、93年5月ドイツ（西）8.0%、（東）15.1%、93年4月フランス10.9%、93年2月イギリス10.8%、92年10月イタリア12.9%、92年カナダ11.2%、日本2.2%（総理府統計による「追加就業希望者」は男女計で245万人であり、5月の完全失業者169万人にそれを加えれば、すぐ5%程度にはなる。更に一時休業の対象になっている385万人を加えたらアメリカ並みになる。）となっている。経済成長率も国際通貨基金の資料によれば主要7カ国は92年、93年（予測）で1.5、2.1になっているが実態は、もっと悪いと思われる（第2表）。

ここまで資本の海外進出について、国内の労働市場を中心にふれてきたので、取り上げることをしなかったが、今次リストラの特徴の一つは、資本の海外進出にある。内からみれば「産業空洞化」である。その主要な方向が、目が、アジアに向かっていることは、第2表からみても、また日本の地理的位置からしても明らかである。注目すべきは、中国をはじめ東南アジアにおける低賃金、低労働条件の日本の労働条件に与える影響についてである。賃金をはじめと

する労働条件について、国際的視野からの分析が重要になってきている。

3. 労働政策について

失業対策事業の廃止、失業保険から雇用保険への転換、労働者派遣法の制定、労働基準法の改悪等一連の政策転換で憲法が保障した社会権—文化的生活、働く権利、最低労働条件の保障は大きく崩れてきている。65歳年金をテコにして、65歳まで働き続けることを前提にした労働市場政策が新たに作り出されようとしている。

「はじめに」のところで述べた雇用審議会への諮問の意味はそこにある。新たに作られる法律が資本に対して強制力をもたない、「努力義務」に止まることは明らかである。諮問と平行して10月に労働省は、「産業雇用の高度化に関する基本指針」を発表した。その骨子によれば、「産業雇用の高度化とは、1) より少ない労働力でより高い生産・サービスを生み出せる雇用構造の創出、2) 産業間における労働力の適性配置の実現」だそうである。なんのことはない首切り、「合理化」とリストラクチャリングへの協力ではないか。来年度予算で新規事業として「産業雇用高度化助成金」、「高齢者キャリア活用センター（仮称）」および「高齢期就業準備奨励金制度（仮称）」などの構想を具体化している。「高度化助成金」は配置転換、出向、再就職の労働者に対して企業外の訓練施設で訓練を行った事業主にたいし5～10万円1年間支給する。2カ月以上の出向者にたいし出向元事業主が負担している賃金の一部を助成する。住居移転を伴う配転、出向、再就職に実費相当額を事業主に支給するもの。「キャリア活用センター」は、事業主団体を母体とする公益法人が請負・斡旋のかたちで仕事の提供をするもの。「高齢期就業準備奨励金制度」は、コース別雇用管理、選定年

制の普及をめざすもので45～65歳の労働者に有給休暇を与えた場合に1人につき6万円補助するもの。結局ベテランホワイトカラーを安上がりで資本が必要とするだけ使うということになる。これが「雇用の高度化」の中身である。その結果は、全体として賃金、労働時間、雇用制度等に影響をあたえるであろう。

現在の不況の原因は、資本主義制度そのものの中にある。当面しての克服の道は、大幅賃金引き上げ、時間短縮、年金改悪阻止、公的就労事業を含めた雇用・失業対策の強化、労働条件・生活水準の引き上げ、政策的には独占資本の民主的規制の具体化とその実現のための闘いの組織が必要である。階級的ナショナルセンター全労連のイニシアによる統一した国民的規模の闘いの秋にある。

（追記）この論文をまとめた後で、中央職業安定審議会雇用保険部会の報告が93年11月1日中央職業安定審議会に提出された。その内容は、1)「雇用継続給付（仮称）」、2)失業給付の見直し、3)日雇労働求職者に対する適用について、4)雇用保険3事業の在り方、5)労働者の移動に関する制度との関係、6)雇用保険制度の今後の運営、にわたっており雇用保険制度の抜本「改正」を意味している。従ってその内容に触れなければならないが、そのことは量的にも、時間的にも困難であるので別の機会に取り上げることとしたい。しかしながら、本論でふれた分析は、「報告」の本質分析に役立つものと思う。

（常任理事）

国際・国内動向

アメリカにおける女性の雇用と就業

——IWPR の93年報告書から——

岸野 一郎

ここに紹介するのは、アメリカの女性政策調査研究所の報告『女性の自営業とパートタイムの諸特徴』(Institute for Women's Policy Research, Exploring the Characteristics of Self-employment and Part-Time Work Among Women, by Roberta M.Spalter-Roth, Heidi I.Hartmann, and Lois B.Shaw, May 1993, 73pp.)である。

アメリカでは、80年代に創出された仕事の特徴——まずまずの仕事 (good jobs) かもしくはかんばしくない仕事 (bad jobs) か——をめぐって活発な議論がかわされている。この特質は、女性たちにとっても見過すことはできず、ますます高い関心の的になっている。なんとすれば彼女たちの稼ぎ出す所得は、家計収入に占める比重を高めざるを得ない状況のもとにあるからである。

女性政策調査研究所の報告は、連邦統計局の87年調査 (U.S.Bureau of the Census, Survey of Income and Program Participation) をよりどころにしながら、女性の雇用・就業について分析したものである。次ページの表は、雇用・就業者の性別賃金・所得とフリンジ・ベネフィットの状況について総括的に示したものである。

雇用・就業形態の性別比較

表から次のことを読みとることができる。

まず、1カ所で1年を通してのフルタイム雇用は、もっとも一般的な形態である。働く女性の39.8%、同じく男性の50.8%がこれにあたる。これに続いて高い比重を占めるのは、同じく1カ所で1年を通してパートタイムで働くことである。女性の13.8%がこれである。他方、男性についてはわずかに4.0%である。さらに、二度働き (multiple job holders) は、女性8.0%、男性6.2%と前者について多い。自営業となるとこれらは反対である。男性の17.6%、女性の10.1%が自営業である。自営業についてのこの計数には、賃労働とあわせて二度働きするなど「安定的な就業状態や勤務態様に欠ける」(less Stable employment statuses and work schedules) 例も含まれる。

このようにみると女性は、男性に較べると一人の雇主のもとで1年を通してフルタイムで働く比重において低く、また、自営業者として働く割合も相対的に低い。他方、1年を通してパートタイムで働いたり、二度働きをしたりということでは、男性より高い割合を示す。

表 アメリカにおける雇用、就業者の性別賃金・所得及びフリンジ・ベネフィット比較 (1987年)

	雇用就業者構成 (%)		時 間 賃 金 (中位数・ドル)		年 間 賃 金 (中位数・ドル)		健康保険の 平均月数	
	女 性 (A)	男 性 (B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
1. 雇 用 者 ⁽¹⁾								
① シングル・ジョブ・ホルダー ⁽²⁾	67.1	63.1	6.87	10.44	12,836	22,800	6.9	9.1
a. フルタイム、フルイヤー	39.8	50.8	8.08	11.25	17,066	25,571	9.6	10.2
b. フルタイム、パートイヤー	6.4	6.0	5.38	7.18	5,696	8,997	3.8	5.1
c. パートタイム、フルイヤー	13.8	4.0	5.47	6.30	7,260	9,584	3.9	5.7
d. パートタイム、パートイヤー	6.9	2.3	3.91	4.37	2,554	3,000	1.2	2.2
② マルチプル・ジョブ・ホルダー(A) ⁽³⁾	8.0	6.2	5.41	7.05	10,296	17,543	5.1	7.3
③ マルチプル・ジョブ・ホルダー(B) ⁽⁴⁾	0.6	1.0	5.02	6.07	5,570	11,400	4.0	4.8
④ 転 職 者	14.2	12.1	5.07	6.53	7,444	12,009	4.1	5.0
⑤ 小 計 (①~④)	89.9	82.4	6.40	9.53	11,578	20,234	6.4	8.3
2. 自 営 業 者 ⁽¹⁾								
⑥ 1カ所で自営	5.2	9.4	3.66	8.99	4,850	20,800	1.0	3.2
⑦ 自営が主で併せて賃労働	1.6	2.2	3.59	7.02	4,728	18,638	1.5	3.9
⑧ 自営が従で賃労働	2.7	4.4	6.33	9.47	12,664	25,136	5.4	8.0
⑨ 2つ以上の自営	0.7	1.6	5.01	8.41	8,878	23,670	1.8	4.5
⑩ 小 計 (⑥~⑨)	10.1	17.6	4.45	8.80	7,572	21,200	2.3	4.6
3. 計 (⑤+⑩)	100.0	100.0	6.24	9.43	11,112	20,995	5.6	7.2

〔資料〕 IWPR calculations based on the 1986 and 1987 Survey of Income and Program Participation.

〔注〕 (1) 1-①を除いてフルタイム、パートタイム別の内訳は、紙数の都合上省略した。

(2) Single Job Holders.

(3) Simultaneous Multiple Job Holders.

(4) Sequential Multiple Job Holders.

賃金・所得とフリンジ・ベネフィットの性別比較

1人の雇主のもとで1年を通してフルタイムで働く者は、もっとも高い賃金水準のもとにある。時間賃金をとるならば、女性8.08ドル、男性11.25ドルである。同じことは、年間賃金についてもしかりである。健康保険をフリンジ・ベネフィットの代表例として、その適用をみるならば、女性9.6カ月、男性10.2カ月のように他の勤務態様に較べて格段に高い。

パートタイムの場合には、これとは事情をことにする。時間賃金は、1年に満たない期間をパートタイムで働いた場合をとると、女性3.91ドル、男性4.37ドルである。健康保険の適用も、

それぞれ1.2カ月、2.2カ月と格段に低い。1年を通してのパートタイムとなると、わずかながらましである。しかし、1年を通したフルタイムに較べると、はっきりとした落差をもつ。

このように女性がパートタイムのもとで働くと、時間賃金と健康保険の双方でかなりの損失を受けることになる。

政策的に必要なこと

1人の雇主のもとで1年を通してフルタイムで働く女性は、比較的ましな賃金とフリンジ・ベネフィットを手に入れている。これらの女性は、フルタイムからパートタイムへの転換を希望する場合が少なくない。賃金水準とフリンジ・ベ

国際・国内動向

ネフィットを維持したままで、労働時間の個別的な短縮を認められるからである。政策的には、弾力的な勤務態様の保障ということである。他方、パートタイムで働く女性の賃金とフリンジ・ベネフィットの現状をみると、この改善のために均等待遇の原則にそう政策がかかげられてしかるべきである。

報告は、こうして2つの政策課題、すなわちフルタイムで働く女性に対する弾力的な勤務の保障、ならびにパートタイムのもとにある女性

への均等待遇の確保を優先的な課題として位置づける。こうした政策の提示は、アメリカやイギリスにおける他の一部の研究機関や専門家の共有するところであることを、最後につけ加えておきたい (Cynthia Hegrey, Gender, Time, and Reduced Work, State University of New York Press, 1993, Patricia Hewitt, About time, the revolution in work and family life, Institute for Public Policy Research, 1993.)。

(労働問題研究家)

October 1993 No. 4

Rodo-Soken Journal

Japan Research Institute of Labour Movement

Editor: Tadatoshi Udagawa
Address: Rodo-Soken, Union Corp. Bldg.
3-2-1 Takahagano, Kitaku, Tokyo, Japan 114-8501

Tel: 03(2)7400133
Fax: 03(2)7401148

Employment Adjustment and the Problem of Employment under Recession

--Lifetime Employment System is Being Undermined in Japan--

Kazumichi GOKA

I. Preface

Under the current recession triggered by the collapse of the bubble economy, Japanese labour market is undergoing great changes. "Labour shortage" suffered a few years ago was replaced by "employment adjustment" now. In Japan, "employment adjustment" does not only mean a form of direct personnel reduction. It includes various forms such as, in addition to the enforcement of voluntary retirement and the dismissal, cut of overtime work, increase of holidays and change of their dates, transfer of posts, suspension of recruitment except new graduates, etc. Nevertheless, as Table 1 shows, the leading enterprises of Japan have promoted the reduction of personnel one after another in the 1991-1993 period. Following the protracted recession, the rapid rising of the yen position since spring 1993 has offered employers plausible pretence for speeding up employment adjustment. Large scale personnel-reducing programs have been disclosed since summer this year, which include the proposal for creating 10,000 voluntary retirees by NTT which is Japan's largest enterprise, planned reduction of 6,000 personnel by Fujitsu, 5,000 by Toshiba, 1,000 by Takashimaya, etc.

In Europe and U.S., it is widely believed that the "lifetime employment system" of Japan is still going strong. But as a matter of fact, the spread of "employment adjustment" including personnel cut is assuming an aspect of threatening to dismantle this system. "The lifetime employment system" is originally an employment practice applied only to regular male workers of big enterprises. Therefore, this system has

nothing to do with a vast majority of workers of medium and small enterprises, women workers, and non-regular workers such as part-timers, temporary and dispatched workers. A specific feature of the on-going personnel reduction is that it hits as among main targets even those regular male workers who are the core work force of big enterprises and have been under the lifetime employment system.

II. Characteristics of the current employment adjustment

Then, what are the concrete features of the present adjustment of employment, and how is the discharge of labour force carried out?

1. Employment adjustment led by the growing industries and big enterprises

The present day employment adjustment is characterized by the fact that the electric machinery, automobile and soft ware industries, which have attained gigantic growth and led Japan's economy in the 1980s, are hit by serious recession, and in these industries the adjustment of employment is forcibly practiced not only in forms of transfer of posts, dispatch to other companies and lay-offs, but also of personnel reduction such as call for voluntary retirement, dismissal of dispatched persons, etc.

Take an example of the automobile industry. As abundant funds obtained at low interest rate during the bubble economy period were put into equipment investment, the industry has increased its production capacity up to 14 million cars per year, but the num-

労働総研ジャーナル(英文) 4号発行

第4号は、伍賀一道論文『不況下の雇用調整と雇用問題—形骸化する終身雇用制—』、および労働総研の各プロジェクトの研究状況の紹介。

年4回発行。希望者には、年2,000円で頒布。

社会保障の最近の問題について

茶山 他家司

「社会保障の最近の問題について」の記述にあたり、限られた枚数でもあり、社会保障運動をめぐる課題に、不十分となることを、最初にお断りしておきたい。

社会保障をめぐる情勢

ソ連邦の解体、冷戦構造の大きな変化の中で、本来、軍事費を削って社会保障・福祉優先の政策が本流にならねばならないのにアメリカの「世界の憲兵」をめざす世界戦略と、それに追従した自民党政権とそれを継承する細川連立政権というような情勢をふまえ、国民こそ主人公、社会保障運動の出番であるという認識が大切である。

臨調路線10年にわたる社会保障・福祉の総破壊攻撃と、これを更に押し進め総仕上げをめざす社会保障、福祉の全制度の改悪攻撃の動向があるなかでの社会保障運動はどうあるべきか。

社会保障をめぐる具体的なおごき

細川連立内閣の初仕事ともいえる94年度予算の概算要求基準（シーリング）を8月13日内閣決定をした。それは軍事費、ODA 費は例外項目として最優先、社会保障、福祉をふくむ経常経費は前年度比10%削減というものである。

また、各種審議会の最終まとめ、意見書が出そろっている。

(イ) 社会保障制度審議会

2月に発表された社会保障制度審議会の社会保障将来像委員会の第1次報告は、憲法25条の権利としての社会保障の理念を否定し「相互扶助」にすりかえ国の責任を放棄するものである。これは政府、厚生省の社会保障総改悪にお墨つきを与えたものである。年末には最終報告をおこない、社会保障を大きく変質させようとしている。

(ロ) 年金審議会

1985年の年金改悪第1ラウンドでは、①老齢年金額の水準を20年かけて1/3減らすこと、②保険料を3倍化にする、③この結果国庫負担を半分位まで引き下げること、を策した基礎的部分の統合（一元化）をおこなった。1989年の年金改悪第2ラウンドで①鉄道共済の赤字穴埋めを厚生年金労働者、共済制度労働者の相互負担にし、国の責任、負担を回避した、②85年の方針どおり保険料の値上げ、「20歳以上の学生」の強制加入、など一層国の責任を国民負担に転嫁した。94年早々の通常国会に提案するための年金審議会は第3ラウンドの年金審議の作業を着々と進め、10月12日に厚生大臣に意見書を提出した。①労働者の年金支給開始年齢を60歳を65歳にする（「労働者側委員」＜連合＞は反対）、②年金給付の水準を平均15%位引き下げる、③ボーナスからも保険料をとる、④失業給付受給中は

国際・国内動向

年金をストップする、などの内容である。厚生省はこの意見書をうけ政府としての正式に諮問する法案要綱の作業をすすめている。

(イ) 医療保険審議会

検討課題として公的医療保険の役割、保険給付の範囲、給付と負担の公平化など医療保険の一元化をふまえた基本的課題を審議している審議会は、6月に「中間まとめ」を公表した。入院時給食費、室料などを保険からはずし、自己負担の増大を狙うものである。年末の予算編成をにらみ、医療保険の更なる改悪を狙っている。

(ニ) 中央社会保険医療協議会

診療報酬基本問題小委員会は検討項目の最大の課題である「診療報酬体系および改定ルールのあり方」についても一通りの議論を修了し、意見の集約の段階に入っている。

入院患者のうち65歳以上の患者割合が60%以上占めた病院は老人病院とされ1人いくらかという定額制の診療報酬を昨年採用した。また医療法改悪で病院のランクづけがされ、特定機能病院(大学病院など)、一般病院、療養型病床群(長期入院患者を対象に医師や看護婦が格段に少ない病院)などにより老人医療差別、長期入院患者の追い出しや老人の入院拒否などがいっそう強まり、病院の赤字、倒産が増え、地域で安心してかかる病院が減らされている。医療費増大を押さえるため医療供給体制から医者にかかりにくくするものである。

(ホ) 保育問題検討会

厚生省は公立保育所保育の人件費の一般財源化を柱とする措置費(施設運営費)の見直しを94年度予算編成時にむけてすすめている。公立保育所つぶし、民営、営利化の意図が鮮明であり、老人ホーム、特別養護老人ホームなどの老人施設とともに社会保障・福祉の立場を剥ぎ取るものである。

社会保障運動のとりくみ—運動の特徴—

社会保障の総攻撃に対し、それぞれ制度別、分野別でたたかっていた運動をより総合的に結集してたたかう気運を高めている。国民医療共同行動の国民的運動を目指す運動や中央社保協、地方社保協の活躍が求められ、強化、確立がいそがれている。

国会で悪法が成立したにしても、それでたたかいは終わることはせず、老人医療の無料化、健保10割給付の復活、生活保護や国民健保などの国庫負担を元にもどせなど、あくまで追及するたたかいが多くなっている。

政府、国会を支配している自民党、社公民路線、そして細川連立内閣の反国民的攻勢に対し、国会要請行動、各省交渉、中央集会など軽視せずとりくまれているが、地方、地域からの運動、住民運動、地方自治体をうごかす運動が重視され、国民的運動で政府、国会をゆさぶる運動が重視されている。白内障、眼内レンズ、「保険で良い入歯」運動などをふくめ、1,000万人国民署名運動などが活発にとりくまれている。

10年にわたる臨調路線の思想攻撃、「高齢化社会論」や社会保障の権利を否定する「相互扶助論」などマスコミをふくめた宣伝に対し、「権利としての社会保障」、豊かな日本といわれている社会保障、福祉の実態を明らかにする「シンポジウム」「学習会」「討論集会」が積極的にとりくまれている。また、年金制度や福祉制度などわかりにくい制度改善の運動をより大衆運動にするため、わかりやすい宣伝、ピラ、パンフなどの大量宣伝活動が重視されている。

臨調路線10年の社会保障攻撃とともに、労働組合運動の右翼的再編期から総評解散にいたり、全労連の結成と現在まで労働組合運動の社会保障運動の空白時期とみられていたが、全労連結

成3年目の92年、社会保障運動を3年闘争として位置づけ、とくに年金制度改善運動には、94年春闘期にストをかけてたたかう方針を明らかにしている。また、新聞労連、国労、全建総連、全港湾、農協労連などの組合も中央社保協の呼びかけで懇談会、運動交流討論集会に参加した。労働組合運動のなかで年金制度改悪反対、年金制度改善の運動を軸に社会保障運動のとりくみが開始された。

地方、地域運動、住民運動に長い貴重な教訓をもっている、全生連、新婦人、母親、民医連、保団連、生協医療部会、全商連、老地連、全保連、福祉保育労組そして4年前に結成された年金者組合がある。これらの諸団体が結集し、労働組合も参加して地方地域運動を推進することが強くもとめられ、地方・地域の社保協の強化と確立がすすめられている。

「老人保健・福祉計画」を全国すべての地方自治体で策定することが法律で義務づけられた。計画の策定は「住民参加」「公開」を指示しているが、財政と人材を国で保障しないだけに実行ある計画にならない可能性も強い。地方・地域の社会保障・福祉の課題であるだけに重視し、地方地域運動、住民・町づくり運動と位置づけ年金者組合をはじめ、各自治体キャラバン要請行動など各民主団体が結集してとりくんでいる。

学者・研究者と運動家と合流し社会保障の研究団体としての社会保障研究会は20周年をむかえる。また、社会保障、福祉分野で働く自治体労働者などが主軸となっている。自治体に働く保健婦のつどい運営委員会、児童相談所問題研究連絡会、全国障害者問題研究会、全国老人福祉問題研究会、全国養護問題研究会、地域福祉問題研究会、東京の福祉研究会、住宅政策研究会などの研究団体が総合的な交流集会を開催し

ている。生協医療部会や自治体労働者が中心になり、医療、保健、福祉の総合シンポジウムを10回も積み重ねた経験をふまえ、運動団体である中央社保協との交流懇談会・集会がのぞまれている。

5つの1,000万人署名運動と国民署名運動を紹介する。

①国民医療の改善を求める1,000万人国会請願署名運動。現在約300万人達成、臨時国会中を山場に、94年度予算編成時期の12月をめざし実施。

②国立病院・療養所統廃合反対1,000万人国会請願署名運動。92年11月から取組んでおり、臨時国会開催中まで実施、9月中旬350万人達成。

③公的年金制度改善を求める1,000万人国会請願署名運動。全労連は「国民署名」運動に切りかえてとりくんでいるが、年金者組合、民主団体は、臨時国会を山場としてとりくんでいる。

④「憲法・児童福祉法を守り、国の責任で保育制度の拡充を」1,000万人署名運動。

⑤「保険で良い入歯を」の国会請願運動は、通常国会をふくめ94年3月までの診療報酬改訂期を出場にとりくまれている。

⑥「国民署名」運動。年金・医療・福祉の各分野の運動を総合的な国民世論として高める運動として総理大臣の請願運動として94年通常国会中（6月上旬）をめざしとりくんでいる。

このような多発した署名運動を調整できないのかの意見が強くあったが、国民的運動をめざす、各分野の積極的なとりくみとともに共同協力してとりくむことが、現在の社会保障運動の特徴である。

以上「社会保障の最近の問題について」を運動面を中心に述べた。

（中央社会保障推進協議会・事務局長）

国際・国内動向

パート法と均等法 —差別拡大・固定化への整合性—

山田 郁子

パートを救えないパート法

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が、1993年6月11日に成立したが、成立直後の「赤旗」紙に掲載されたパート労働者からの投書のタイトルに、「パートを救えないパート法」とあった。この法律の本質がみごとに表現されていると思う。

わが国の「パート労働者」の数は、政府統計の週35時間未満の短時間雇用者数だけで868万人（1992年）に達しているが、それ以外に正規労働者と同じ時間あるいは少し短いだけで、週35時間以上働いている「疑似パート」といわれる労働者を加えると1000万人を超えるといわれるほどに増大した。それは全雇用者の5分の1を占め、うち女子は約7割とみられるが、その圧倒的多数が低賃金、不安定雇用であり、雇用の安定とともに、正規労働者と同じ仕事をしているのに差別されている労働者として、同一労働同一賃金の要求が切実なものとなっている。また、所得税非課税限度額が100万円でしかないことがパート労働者を低賃金に押さえこむための重要な役割を果たしていることへの怒りも強い。

俗に「パートは無権利」といわれるが、パート労働者も労働基準法が適用されることが知られていないか、あるいは無視されている現実のもとで、パート労働者の保護と権利保障のため

に「パート労働法を」という期待は大きかった。しかし今回成立した法律は、これまでの労働行政の水準からも大きく後退しているだけでなく、パート労働者への差別処遇を公認する「差別固定化」法としての側面があり、まさに「パートを救えない」ものとなっており、「労働法」とはいえないのではないかとの声もある。

「短時間労働者の定義」で差別対象者を拡大

1970年の労働省婦人少年局長通達（婦発第5号）で、「パートタイマーは、労働時間以外の点においては、フルタイムの労働者と何ら異なるものではない」ことが明らかにされている。その後労働省は84年に「パートタイム労働対策要綱」を策定、89年には「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」を発表した。今回の法制化の目的はその指針に法的根拠を持たせるためといわれていたが、成立した「パート法」で指針よりも大きく後退したのが「パート労働者の定義」である。

指針ではパートタイム労働者を「1日、1週間又は1カ月の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常労働者の所定労働時間に比し、相当程度短い労働者」とし、1日の労働時間を基準にして、「短時間の目安としては1割から2割程度以上短いこと」としてい

た。そして「通常の労働者と同様の就業の実態にあるにもかかわらず、処遇又は労働条件等について通常の労働者と区別して取り扱われている者については、通常の労働者としてふさわしい処遇をするように務めるものとする」とされていた。

ところが法律では、「1日」が消えて1週間だけになり、通常労働者に比して「相当程度」が削除されて「短い」だけになった(第2条)。ごくわずかでも短時間ならこの法律が適用されて、次項に紹介するような労働条件等の「異なる取扱い」をしてもよいとして使用者は、現在正規労働者と同じ時間の「疑似パート労働者」に対して、所定労働時間をほんの少し短くするだろう。このことによって「パート法」の対象者は、「疑似パート」を含む1000万人を越える労働者に拡大されることになる。この対象拡大は決して、「パート法によって保護される労働者の拡大」ではなく、逆に「差別が固定化される労働者の拡大」を意味する。それは第3条「事業主等の責務」の規定による。

短時間労働者の「就業の実態」で差別を固定化

第3条(事業主等の責務)の政府原案は、「事業主は、その雇用する短時間労働者について、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように務めるものとする」となっていた。パート法は、衆議院4日、参議院1日だけの労働委員会審議で、最終的には自社公民4党による共同修正案によって、日本共産党だけの反対で修正可決されたが、4党案による修正で第3条は、前記の「事業主はその雇用する短時間労働者について」のあとに、「その就業の実

態、通常の労働者との均衡等を考慮して」という文言がつけ加えられたのである。

「就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して」という文言は、89年の指針にも書かれていたが、そこでいう「就業の実態」の意味は何か。またそれを「考慮」したパート労働者の労働条件、とりわけ賃金はどのように規定されるのか。

93年6月2日の衆議院労働委員会で、日本共産党の金子満広議員(当時)はその点について、1970年の婦発第5号(前述)以来、89年の指針策定までの間には、パート労働者の賃金について、職安局長通達等で「同種の作業をする一般従業員に比べて低い額でないこと」という趣旨の、同一労働同一賃金の原則による指導がされてきたのに、89年の指針策定後に当時の衆議院社会労働委員会での質疑で、指針がいう「就業の実態、通常の労働者との均衡」とは「同一労働同一賃金のことではない」と労働基準局長が答えたことを指摘し、この指針によって賃金基準が事実上大きく変わったが、パート法がこの指針に法的に根拠を与えるものであるなら、指針以前の通達とは一貫しないと追及した。

これに対して労働省松原婦人局長は、89年の指針のその部分について、「パート労働者の賃金、賞与、退職金については、その職務の内容、責任の度合い、どのような仕事に配置される可能性があるかどうか、転勤とか配転の問題など各種の要素を考慮し、通常の労働者との均衡、いわばつり合いを考慮した上定めるように」という趣旨だと答弁した。

金子氏は、同じ仕事をしているのにパートと正職員の賃金が違うことについて、転勤とか配転とかを言葉に出してきたのは89年以後であり、それまで労働省はそんな説明をしていないこと、89年以後変わったのは使用者側の意見がかなり

国際・国内動向

入ようになったからだ」と労働行政の変質につき、均等待遇の原則を明記した日本共産党の修正提案をおこなったが否決され、前記自社公民の修正案が通過してパート法が成立した。

「平等取扱いが適当でない」とILOに回答した政府

なお政府は、ILOが94年に「パート労働者条約」を制定するための準備として、92年に各国に送付した質問書に対し、「条約でなく勧告が望ましい」と回答し、問題別の質問では、「パート労働者の賃金は労働時間が短いことにもとづく差別なしに決定されるべきである」に対して、「賃金に関する決定は労使に委ねるべきである」と、「諸手当や割増賃金等について平等な給付をすべき」については、「パート労働者の実態、フルタイム労働者との均衡、パート労働者間の均衡を考慮して、労使において決定される事項であり、一律の平等な取扱いを規定することは適当でない」と回答している。

このような差別的な回答は世界でも少数派であり、日本政府はILO条約制定の前に、差別固定化のパート法を急いで作ったという批判の声もある。なお参議院の労働委員会審議で日本共産党の吉川春子議員は、「賃金は労使の決定に委ねるべきというが、パート労働者の組織率はどれだけか」と質問、労働省は5.7%（90年）であると回答した。

パート法と雇用機会均等法

パート法をこのように見てくると、差別の拡

大・固定化という側面で、85年成立の雇用機会均等法との、資本にとっての「整合性」が明らかになってくる。パート法での「職務の内容、責任の度合い、仕事の配置、転勤・配転の問題などの要素があるので、正職員とパート労働者の差があって当然」という政府の論理は、そのまま均等法下のコース別人事管理による男女差別の拡大・固定化を容認する論理と同じである。

またパート法が実効性に欠けることについて松原婦人局長は、「均等法もそう言われたが実態的に効果が出ている」と述べているが、女子学生への就職差別の露骨さは、均等法の実効性のなさを内外に証明してしまった。

そしてパート法は均等法と同じように、「女性の問題」であるかのようにみせかけながら、実は労働者を差別と分断によって、全体として低賃金に追い込む役割を果たすものであることはいうまでもない。パート法のどこをみても「女子」という字はなく、男女にかかわらず高年齢の労働者を短時間労働者として低賃金で「活用」という、今日の労働力政策推進の役割を持っている。均等法とともに、均等待遇原則を中心とした労働者の権利を守る強行法に改正しなければならない。

* 参考資料 第126回衆議院・参議院労働委員会会議録

(会員、関西勤労者教育協会講師)

人事院の公務員60歳代前半の雇用構想について

金沢 誠一

「年金改革」の動向と

人事院の公務員の60歳代前半の雇用構想

1993年の人事院報告は、「公務における高齢対策」として、60歳代前半層の「公務内雇用の機会」の拡大について、きわめて具体的に意見を述べている。しかし、その意図するところは、単なる定年後の就業機会を拡大するということではない。それは明らかに、今日進行している「年金改革」の動向、即ち年金支給開始年齢の65歳への引き延ばしを前提とした上での、60歳代前半層の「公務内雇用の機会」の拡大ということである。

10月12日、年金制度審議会は「年金改革」に向け、意見書をまとめた。この意見書は、60歳前半の高齢者の雇用促進を図ることを、大きな柱の一つにしている。これによると、厚生年金の年金支給開始年齢を65歳とした上で、60歳からの繰り上げ年金・減額年金の方向、あるいは65歳からの年金とは別個の年金支給の方向を打ち出している。明らかに、60歳代前半の高齢者の年金受給を抑制し、雇用の促進を図ろうとするものである。

このような「年金改革」の方向が明示され、それを予定していたかのように、人事院報告の「公務の高齢対策」が出されている。まだ立法化されていないにもかかわらず、それを前提と

している点は、きわめて重要な問題を含んでいる。しかも人事院報告は、ただ単に国家公務員だけでなく、それに準じた適用をうけている地方公務員や私学教職員等への影響を考え合わせると、極めて重要とならざるを得ない。

では人事院は、60歳代前半層の「公務内雇用の機会」の拡大を、具体的にどのように制度化しようとしているのであろうか。まず第1に、現行の定年年齢（現在59歳、1995年までに60歳）を維持しつつ、「新たな再任用」制度を導入する、というものである。第2に、その「新たな再任用」制度においては、長年の知識と能力を生かし、現役と同様の働き方が期待されている。第3に、同様の働き方が期待されているにもかかわらず、その給与は定年到達時の給与を前提とするものではない、としている。

「新しい再任用」制度の問題点

ここでいくつかの問題点がでてくる。その問題点を検討しながら、人事院の構想をもう少し詳しくみてみよう。その第1は、「新たな再任用」制度では、その働き方が現役と同様である限り、労働の対価としてみたならば、同様の水準の給与が支払われて当然である。それにもかかわらず、給与の引き下げを示唆している点に問題がある。それは例え、「報告」の中で述べられているように、高齢者の就労意欲の多様化により、

国際・国内動向

隔日勤務、半日勤務も有り得るとしても、労働の対価として「時間賃率」でみたならば、労働時間が短くなっただけで、その「時間賃率」の水準が引き下げられてもよいということにはならない。

第2に、以上の問題点があるとしても、「新しい再任用」制度が、現行の60歳年金支給のもとで実現するとすれば、それは文字通り高齢者の雇用機会の拡大につながり、一定の評価ができる。しかし、「報告」の中でも述べられているように、公的年金問題の動向と連携しながら検討を進めて行きたいというのであるから、明らかに、65歳支給開始、60歳からの「減額年金」あるいは65歳からの年金とは「別個の年金」ということを前提とした、「新しい再任用」制度ということになる。即ち、「減額年金」あるいは「別個の年金」を受給することを前提に、その分だけ「新しい再任用」制度の給与は低くてもよいという、いわば「部分年金、部分就労」の考え方を取っているといえる。現行の年金額でも必ずしも標準的、人間らしい生活のできる人はごく限られている(例えば、年間300万円以上の年金を受給している人は12.2%である。—平成3年度国家公務員等共済組合事業統計年報—)。それをさらに減額するとすれば、年金だけで生活もできず、さりとて就労だけでも生活できない、ということになりかねない。結局は、就労が社会的に強制されることになる。それは、高齢者が生きがいを感じて就労する「自由」とは裏腹に、「強制」と「収奪」を伴った就労といわざるを得ない。高齢者の就労の機会を拡大し、就労の自由を保障し、それによってよりよい生活が実現できるようにするためには、人間らしい標準的な生活のできる年金水準の保障が前提となる。社会保障としての年金と労働対価としての賃金・給与との分離が必要なのである。

ともあれ、「年金改革」を前提とすれば、60歳代前半層の就労は否応無しに促進されざるを得ない。それに対して、就労を希望する60歳代前半層を受け入れるだけの十分な受け皿として、人事院報告の言う「新しい再任用」制度は、機能し得るかという点が第3の問題点である。「報告」では、公務部内における条件整備の進展状況等にも留意し、各省庁をはじめ関係者と連携をとりながら、更に具体化に向けて検討を進めていきたい、と述べているが、公務とはいえ様々な職種や職場があり、高齢者の経験と知識を活かすことの出来る職場をどれだけ確保出来るのが問題となる。そうした見通しがないとすれば、「新しい再任用」制度は、「年金改革」を国家公務員労働者に受け入れさせるための一つの緩衝装置としての役割がきわめて強いことになる。

しかし、その結果生じるリスクは、きわめて大きい。それが第4の問題である。つまり、一方で65歳年金支給開始を柱とし、60歳からの減額された年金を取り入れた先の「年金改革」は、明らかに、60歳代前半層の低賃金での就労促進をねらったものである。他方、それにもかかわらず、その雇用を確保する確実な制度がないとすれば、高齢者の失業問題が顕在化してこざるを得ないことになる。

しかも、リスクはそれにとどまらないであろう。それが第5の問題である。つまり、人事院も示唆しているように、高齢者雇用を口実に、採用、昇進管理、給与、退職一時金、能力開発、組織編成等、公務員制度全般にわたる改悪が予想される。「新しい再任用」制度が定員外の別枠で採用されるのかどうかにかかっていると思われるが、それは、公務員労働者にとってはきわめて切実な問題となってこざるを得ない。

高齢者の失業の顕在化しやすい構造の深化

以上、人事院報告の「公務における高齢対策」について、そのいくつかの問題点にわたって検討してきた。その中でも、高齢者の失業の顕在化といった問題は、全労働者の問題となると予想される。その意味では、全労働者の問題の中に、公務労働者の問題を正しく位置づけてみる必要がある。

年金制度審議会の意見書にしても、あるいはまた、人事院報告の「公務における高齢対策」にしても、その前提となっているのは、高齢社会における若年労働者不足を、高齢者の雇用によって補おうとする論理が読み取れる。しかし実際には、若年労働者の不足と中高年労働者の失業が同時に起こり得る。また、グローバルな国際経済の進展の中で、円高の進行と海外市場依存型の経済は、必然的に、生産拠点の海外移転あるいは海外からの労働力の移動が生じ、若年労働力の不足すら怪しくなる。少なくとも、若年労働者に比べ、中高年労働者は、雇用される職種や職場に限られ、どんなに景気のよいときですら有効求人倍率が1以下の過剰な状態を示してきたのである。しかも、「今日の高齢者像」は教育が高く、高齢者の職種、職場といわれる土木、清掃、ビルや駐車場管理等といったどちらかと言えばブルーカラー層を対象とした仕事とはミスマッチしやすい。それだけに、高齢者の失業は顕在化しやすい構造になっている。それが、高齢者の失業の顕在化しやすい第1の要因である。

その第2の要因は、これまでも指摘してきた「年金改革」による60歳代前半層の雇用の促進である。また、先の「意見書」は、年金の給付水準の引き下げを盛り込み、現行の名目賃金の動きに合わせた年金額の改定から、税金や社会

保険料を除いた手取り賃金の動きに合わせようとしている。年金額が下がれば、それだけ高齢者全体の雇用がいやが上にも促進せざるを得ない。それは、65歳以上層をも巻き込んで促進する。現行の公的年金制度でも、言うまでもなく制度間に給付水準の格差があり、特に国民年金の給付水準は最低生活の保障が出来ていない現状である。しかも、国民年金の保険料の毎年の値上げにより、今日4人に1人が免除をうけているか滞納しているという危機的状況を示し、将来、無年金者あるいはきわめて低額の年金者を生み出すことは眼に見えている。公的年金制度が、高齢者の最低生活保障の機能を弱めている、あるいはそれを放棄しているといってもよいかも知れない。それは結局、公的な制度に守られ、一定の社会的、標準的生活が可能で、その上で就労するかしないかは文字どおり自由な、いわば「中位の年金生活者層」は少なくなり、公的制度の網の目から漏れてくる、あるいはその網の目にすら引っかからない「低位の年金受給者層」や「無年金者層」が、膨大な量となってくるであろう。彼らは、否応なしに労働者として就労せざるを得ないことになる。高齢者を労働市場に止めさせる要因が強まれば強まるほど、彼らの失業を顕在化させる要因は強まらざるを得ない。

それはまた、高齢者の消費生活の側からみても強められることになる。それが第3の要因となる。例えば、健康保険の保険料の負担増、保険外負担の増加、水道・光熱費の負担増等、高齢者の日常生活をとりまき、人間の生活になくてはならない「生活基盤」の確保のための負担が、80年代以降著しく増加傾向を示し、その性格上、その消費の選択の著しく狭い、社会的に「強制」された支出となって、低所得者層のその負担割合を増加させている。その上、消費税

国際・国内動向

の税負担は、大蔵省の推計でも明らかなように（10月18日、日経新聞）、「税の逆進性」が強く、低所得者層の負担が大きい。消費税率を高めれば高めるほどその傾向が強まるのは目に見えている。

このように、今日の「生活の枠組み」は、高消費・高負担を強いられ、大きく大きくならざるを得なく、しかも、社会的に「強制」された支出という形を取って、「低所得者層」を直撃している。こういったことは、「低位の年金受給者層」や「無年金者層」ばかりではなく、「中位の年金生活者層」を巻き込みながら、ますます、年金だけでは生活できない層の増大へとつながる。また、こうした傾向は、若年労働者にも及んでいることは言うまでもない。それだけ、若年労働者の親に対する私的扶養力を弱め、高齢者の就労は高まらざるを得ないことになる。それはまた、「核家族」化の進行とともに、強まらざるを得ないだろう。

以上のように、高齢者の失業を顕在化させる要因は、高齢者を労働市場に押し出すプッシュ要因、それを受けとめるプル要因の双方において強まらざるを得ない。こういった「低位の年金受給者層」や「無年金者層」をなくすために最低保障年金が必要であることは言うまでもないが、それが簡単に実現できない現状のもとで、彼らの就労を保障する受け皿があるか、という問題が二次的ではあるがでてこざるを得ない。現行の高齢者の就労対策としては、シルバー人材センターや高齢者事業団等があるが、現状では職種がきわめて限られ、「今日の高齢者像」からいってミスマッチが大きい。その上、時給がきわめて低く600円前後であり、労働時間は1日4時間が大方を占め、長くて6時間であるから、1日の賃金は3,000円に満たない人がほとんどである。それで、月10日の就労であるから、月の

収入は3万円に満たないというのが現状である（全日自労調査、1993年5月～6月実施）。これは、65歳以上の雇用保険からの除外と考え合わせても、労働者としての権利を剥奪され、労働の評価も適切にうけていない。早い話が、「生きがい就労」としての位置づけなのである。しかし、「中位の年金生活者層」にとっては、「生きがい就労」でも可能であったとしても、実際に就労を必要としている「低位の年金受給者層」や「無年金者層」にとっては、「半失業」の状態といわざるを得ない。ましてや、これらの階層の増大と就労の場そのものの制限を考慮するならば、文字どおりの膨大な「失業」が現れる可能性が大きい。

この二次的問題ではあるが、現行の公的年金制度を更に改悪する「年金改革」によって、増大するであろう高齢者の「半失業」や「失業」を、社会的に受け入れる唯一の受け皿としては、「失対事業」や旧産炭地域での失業対策事業として「緊就事業」「開就事業」、それに失業多発地域の失業対策事業として「特開事業」がある。これらはすでに相次ぐ打ち切り政策によって、その就労の窓口が閉ざされ、いまや打ち切りの最終段階を迎えようとしている。しかし、「年金改革」を断行しようとするならば、今後ますます高齢者の何らかの公的就労事業の必要性は高まらざるを得ないことを明記しておく。

また、先の公務労働者の「新しい再任用」制度は、この二次的問題としてみる限りでは、いくつかの問題点はあるにしても評価できる。しかし、ただ単に、公務労働者だけの問題ではなく、膨大な量の民間の労働者や自営業者をも視野にいたれた全労働者の問題としてとらえていく必要があるのではなからうか。

（会員・帝京平成短大助教授）

プロジェクト研究部会報告

首都圏地域開発と労働運動プロジェクト

小沢 辰男

93年度の研究計画

1993年度の研究計画は以下の通りである。

- (1) 京葉臨海重化学工業地帯の形成と今後の課題
- (2) 川崎製鉄の合理化計画と地域住民への影響
- (3) 東電訴訟における前橋地裁判決の勝訴と千葉地域における東電訴訟のとりくみ
- (4) 「千葉新産業三角構想」と千葉県政

首都圏（1都7県）のうちでも東京湾をめぐる臨海重化学工業地帯の分析、今後の課題の研究が中心であるが、京葉工業地帯は第2次大戦後急速に発展した新興のコンビナート地帯である。1950年に川崎製鉄が千葉市域沿岸に進出している、今日では銑鋼一貫の2つの製鉄所（新日本製鉄・君津市、川崎製鉄・千葉市）、4つの製油所（丸善、出光、極東および富士）、3つの石油化学コンビナート（丸善、三井、住友）、および電力（東京電力の五井、姉崎、袖ヶ浦発電所）、その他ガス、アルミ、ガラスなど世界有数の素材、エネルギー生産工業基地が形成されている。

京葉工業地帯の先陣を切った川崎製鉄は、すでにみたように1950年に造船を主体としていた

川崎重工業から分離独立して、千葉地先に立地した。この千葉製鉄所は進出にあたって、約60万坪の工場用地をほとんどタダ同然で千葉県、千葉市から提供されたという。現在、川鉄の工場には千葉製鉄所のほか水島製鉄所（岡山県）、阪神製造所（兵庫県）、知多製造所（愛知県）などがある。

そこで、1993年7月には、千葉製鉄所の労働者から、川崎製鉄の合理化計画の報告を受けた。

川崎製鉄の進出と発展

川鉄は1986年に合理化計画を打ち出し、85年の3万1000人体制から93年には1万8000人体制にしようとしている。それにともなう生産集約は、千葉製鉄所の諸設備を休止し水島製鉄所に比重を移すこととしている。

川鉄当局はその理由を「構造不況、円高、中進製鉄国の追い上げ」に求めているが、構造不況とはいうものの、74年にはブラジルのツパロン製鉄所（合弁）の建設をはじめ、84年には米国にカリフォルニア・スチール社を設立するなど急速に海外進出をすすめている。したがって、1975～1985年の10年間で、国内では1万46人減らしながら、海外では8366人雇用しているというのである。

円高についても、1ドル=100円体制にそなえ、海外に生産拠点を移し、かつ円高で原料を安く海外から入手できるので、十分対応可能だという。また、中進製鉄国の追い上げについても、85年の粗鋼生産高で比較すると、韓国は日本の10分の1、台湾は20分の1、中国は2分の1、ブラジルは2分の1である。さらに、自動車用鋼板やLNGタンカーなどに使用される高張力鋼板等は、品質、技術などの面からみても、またシェアからみても、日本の鉄鋼業が優位に立っているという。

要するに、87年2月の川鉄当局の「要員合理化2ヶ年計画」提案にみられるように、こうした円高不況等の要因を利用して、固定費を30%削減し、韓国の浦項製鉄所並みのコスト競争力の実現をめざし、そのための設備費削減、人べらしを進めようというものである。

労働者への合理化攻撃

労働者に対する「合理化」の状況だが、たとえば87年に当局が打ち出した「特別対策」をみると、「出向制度の改訂」「57才以上の長期休業の実施」「定年延長の3年間停止」「早期退職奨励制度」などがある。たとえば、「出向制度の改訂」を具体的にみると、年間2400時間以下の会社へも労働者を出向させるというものである。川鉄の年間総労働時間が1986時間だから、414時間も労働時間が長い会社にまで出向の枠を広げたというわけである。そして、「出向手当」40万円（年間）の制度ができたという。かりに2400時間働いた場合、1時間当たり2000円の残業手当だったとすれば2400時間-1986時間=414時間×2000円=82万8000円が受け取る年間の残業手当代金ということになるが、これが40万円の出向手当に置き換えられてしまったというわけである。

こうして、たとえば87年4月から10月までの半年間に、千葉製鉄所だけで本工1400人が減らされ、能力や技能とはかけ離れた関連会社等に出向させられ、減らされた職場では人員補充がなされないで、労働強化がすすむ状況だという。そして、千葉製鉄所についていえば、「合理化」計画のなかで、今日まで約2000人の労働者が減らされ、6000人から5500人の体制が目指され、かつまた千葉製鉄所の東工場はスクラップ化されて、土地が売出され、再開発で利益をあげるという手法がとられるようになっている。生産は西工場に集中され、少人数で鉄鋼生産のコスト減をはかるという「計画」がすすんでいるというのである。

京葉工業地帯の新たな動向

以上のような川崎製鉄千葉製鉄所の現状をふまえて、9月には横倉節夫教授（神奈川大）から、改めて「京葉工業地帯の歩み」のテーマで大きく3点にわたる報告を受けた。

1つは、京葉工業地帯の形成——「戦後」段階と重化学工業化である。ここでは、1950年から1962年までを5期に分けて前述のようなコンビナート形成の過程を論じている。

2つは、転換期の京葉工業地帯——四全総・東京圏と“開発体制”の転換である。いうまでもなく千葉県当局・財界の主導による千葉新産業三角構想（幕張新都心・千葉市、かずさアカデミアパーク・君津および木更津市、成田国際空港都市）がそれである。幕張副都心が業務核都心の典型であり、アカデミアパークが新日鉄・東電協力による研究学園都市の建設であり、成田国際空港都市は“世界都市”東京と連動した計画であり、これらをつなぐ交通体系が東京湾横断道路であり、東京外郭環状道路の建設であることはいうまでもない。

3つは、京葉工業地帯の新たな動向である。見出しをかけたに止めるが、①重化学工業(とくに素材型)からハイテク型(電気等)、サービス経済化への産業構造の転換、②技術革新の進展と研究開発型への移行、③海外進出と生産圏構想、④日本的経営の変質(終身雇用制の見直し、能力主義への移行)、⑤住民構成の変化(技術的専門的職業層の増大等)である。これを要するに、モノ作り中心の京葉工業地帯の工場等はできるだけ合理化をすすめながら、研究開発のソフト面にシフトしつつある。もともと、京葉工業地帯は素材産業中心で、地元に加工作場

群が少ないので地元との結びつきが弱い。今後、この地帯の生産大企業が地元住民、地元産業とどう結びつくかが課題となろうというのである。

さて、京葉工業地帯の1つの拠点をなす東京電力の問題をつぎにとりあげる必要がある。これについては、1993年10月下旬に東電労働者の差別反対の訴訟における前橋地裁勝利判決(1993年8月24日)を受けて、千葉地域における東電訴訟の原告労働者から職場差別・思想差別の実態と問題点の報告を受ける予定であることをつけ加えておきたい。

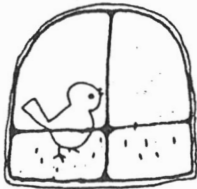
(理事・武蔵大学名誉教授)

読者のひろば

以前から『労働総研クォーター』を見たいと思っていましたが、12号をやっと買いました。江口先生の巻頭論文、またホワイトカラーの特集、おもしろく読みました。小生、大阪教育大に39年勤めていましたが、現在龍谷大学文

学部で教育社会学の研究に取り組んでいます。子どもの研究、共働き家庭の子育て、教育労働など、教育社会学に新しい視野をもちたいと思っています。教育問題の特集をしてほしいものです。(高浜介二/龍谷大学文学部)

本誌のとじ込みハガキにて、ご感想・ご意見をお寄せ下さい。



討論のひろば

情報通信分野の政策研究について

栃尾 惇

バブル経済崩壊後の長引く不況、異常円高を口実に鉄鋼、自動車、電機を中心とした全産業でのリストラ（事業の再構築）「合理化」攻撃が強まっている中で、NTTが93年8月31日に発表した「1万人の希望退職募集」は、社会的に大きな衝撃をあたえた。マスコミは「今年8月末に『NTT 1万人希望退職募集』を聞いた大手自動車メーカー幹部は『こんな話が出ると、NTTのような大企業がやるんだからと、他の会社がセキを切ったように雇用調整を始める』とつぶやいた。『1万人』という大きな数字が雇用不安を助長したのは事実のようだ」（日本経済新聞93・11・3付）と指摘している。

NTTは10月27日、希望退職の第一次応募者は一般社員、管理職あわせて4100人であったと発表した。営業所の窓口閉鎖や職場の統廃合を理由に「遠距離通勤・職種転換」などを迫られ自ら退職せざるを得ないところに追い込まれた労働者が多くいる。1万人の希望退職は、NTTの最大の課題である市内電話料金値上げのために「企業努力」のアピール効果を狙ったものであることは明らかである。目的のためには労働者を犠牲にする資本の非情さを示すもので、厳しく抗議すると共に、希望退職制度の撤回と、募集をただちに中止するよう求めるものである。

独占大企業が、不況下でも最大利潤の確保をねらいリストラブームを煽り、首切り「合理化」を正当化しようとしているだけに、世論と運動を力に人べらし「合理化」をはねかえす理論的・

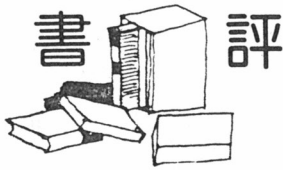
政策的展望を明らかにし、労働者の確信にしていくことが今ほど求められているときはない。

通信労組は結成以来、労働者の生活と権利を守ることに同時に、国民のための電気通信を守り発展させることを、統一してたたかいとるべき二本柱の目標として位置づけ、労働者や国民が団結できる政策、つまり要求と闘争方針を積極的にかけ圧倒的多数の力を結集してたたかうことを重視してきた。電電民営化反対闘争以来、104有料化反対闘争や電話料金値上げ反対闘争、あるいは賃金・「合理化」問題などその時々課題についても学者・研究者をはじめ民主団体の代表など、多くの方々の協力を得てシンポジウムの開催や政策提言をおこなってきた。

高度情報化社会の到来がさげばれて久しい今日、情報通信産業がわが国の産業基盤の中心に座るようになってきている。今年に入って、政府の「新社会資本構想」の中で情報通信産業が土木・建築事業につぐ公共事業として位置づけられようとしている。このことはまた、ゼネコン汚職のような財界・大企業の利権の対象にされる恐れもある。NTTは93年4月、45兆円を投資して2015年までに次世代通信網（B・ISDN）を完成する構想を発表しており、1995年度に先送りになっているNTT分割論議もふくめ、21世紀にむけた情報通信のあり方に関する論議が再び活発になっている。国民利用者に対する電話料金値上げ問題・営業所窓口閉鎖など負担増とサービス低下や電通労働者に対する1万人首切り「合理化」など、搾取と収奪強化の体制づくりがさらに強まることは必至である。

国民生活や政治・経済活動に大きな影響力を持つようになった情報通信分野の政策・理論活動について、労働総研が積極的なイニシアチブを発揮して下さることを願ってやまない。

（通信労組＜団体会員＞書記次長）



相澤與一著

『社会保障「改革」と現代社会政策論』

下山房雄

1. 本書の構成・概要

内容のもっとも簡単な要約を示す意味で章別構成を、まず紹介しておこう。

1. 「臨調行革」と社会保障「改革」／2. 英国サッチャー政権下の失業問題と社会保障「改革」／3. 社会保障「改革」論への一批判／4. ソーシャル・ポリシー概念の批判的摂取の一作業／5. 「総合社会政策」論と社会政策論の総合化／6. 社会政策概念の一再考

1～3章が「第Ⅰ部 社会保障の『改革』」を、4～6章が「第Ⅱ部 現代社会政策論の再構成」を成す。Ⅰ部1、2章は、日本とイギリスにおける新自由主義の下での社会保障の後退実態を紹介したもの。その政策批判の基準は「残虐なまでの『臨調行革』」といった文言表現（67頁）に象徴される。

Ⅱ部は、学説批判である。一方で、労働の視点を欠く英米流の「社会政策」概念およびその日本への移入形態が、他方で社会保障・福祉といった生活問題を概念に包摂しえない戦後日本の講壇での通説すなわち社会政策＝労働力保全説が批判される。Ⅰ部3章も学説批判だが、とりあげた福武氏の学説が、新自由主義的社会保障攻撃を直接支えるイデオロギーであるというわけで、Ⅰ部に収められている。

本書の基本的スタンスに私は同意しているので、私の評は批判というよりも、本書の展開に触発されての感想若干ということになる。

2. 生活の「社会化」と自主的協同

まず、著者・相沢さんのキー概念であり、本書でも折々登場している「生活の社会化」について、考えてみた。労働も消費も、それが社会的分業＝商品経済に依拠する限りで当初から間接的に「社会化」しているわけだが、労働・消費それぞれの場における直接の「社会化」については、随分と様相を異にする。

資本主義的労働は協業が基礎だから直接的にも当初から「社会化」である。しかし、消費についてはそうではない。消費は「私的に個別的におこなわれ」（本書130頁）るのである。しかし、そのもとで必然的に発生する貧困、生活困難に対して、さまざまな協同的行為が展開されていった。イギリス熟練労働者のクラフト・ユニオンによる共済という互助はその一つの形態である。長期不況（前世紀末、今世紀30年代）はその互助システムを、資本さらには国家を結果的に引き込む形で発展させることになる。この自助→互助→公助の「社会化」論理の上で成立した公的生活保障のシステムは、疎外態として自立化し、収奪システム化したり、官僚制の弊害で労働者・住民の生活から遊離していく。公助のシステムが未成の分野や、それが疎外態となった隙間において、協同組合やボランティア活動の自主的協同としての生活「社会化」が組織されることになる（本書70頁参照）。

したがって、国民年金加入ボイコットに事実

上導いたような高度成長期に運動の側で盛んだった社会保障＝収奪システム論や、経済危機以降にめだつようになった自主的協同を新自由主義的社会保障後退策を支援するものとして排撃する議論は、いずれも正しくない。現在たび重なる制度改悪と「高齢化社会危機論」の宣伝の中で、公的年金への不信が急速に広がっている。この時期を、民主的福祉国家の一環としての公的年金制度にむけての運動を組織するひとつのチャンスに転じなければならぬと思う。

3. 社会保障・福祉の日欧格差

イギリスを含むヨーロッパの福祉国家と、厚生省などがしばしば「ヨーロッパなみ」と強弁してきた日本との違いを考えてみよう。「産業国家」であった日本は、70年代当初に児童手当制度導入や医療・年金のかんりの制度改善を行なうことで漸く「福祉国家」的側面も備えようとした。しかし、そうしたプラス方向の社会保障改革は財政危機の原因という「あらぬ罪」「濡れ衣」(本書34頁)をきせられ、マイナス方向の「改革」にたちまち逆転させられた。

ところで、本書が中心的に述べている年金や医療「改革」については日本もイギリスも80年代は酷い状況というイメージであろう。私は児童手当、住宅手当＝家賃補助、在宅介護についてのヨーロッパに対比してのおくれがもっと制度論的にも明らかにされることが必要と考える。これらのうち在宅介護について言うと、もともとこれは公的施設の削減を狙った「福祉社会論」の提唱のもとに「臨調行革」政治の中で唱えられたものだった。ところが、このごろ次第に明らかになりつつあるのは、ヨーロッパの在宅介護の公的支援システムが日本との対比で隔絶的に充実しているということである。日本共産党埼玉県社会福祉対策委員長の報告によると(「福

祉国家デンマークは今一を見て」『赤旗』93年9月25日)「人口40万人の大宮市では常勤のヘルパーは3人。デンマークなら約3千人近くのヘルパーが援助している」し、同党相模原市議の報告によると(党神奈川県北部地区委員会『赤旗読者新聞』93年10月3日)「介助器具や物品が1400円以上のものはすべて無料。ホームヘルパーや訪問看護婦から連絡があると2日以内に対応」といった具合である。

日本の児童手当は、1972年に漸く導入された。最賃制を業者間方式から国際的には通常の審議会方式に切り換えたのが1968年だったことと併せ、日本の労働基準・生活基準の後進性の指標である。とはいえ、当時、国立大学助教授という日本のホワイトカラーでは多分中位の賃金の私にも受給資格が発生し、4児を抱えて四苦八苦していたわが家計にかなりの意味があったことを記憶している。だがその後直ちに所得制限の強化、児童への支給期間の短縮などの「改革」に見舞われ(本書56頁)、現役労働者の生活保障システム機能はゼロに近くなってしまった。住宅手当についていえば、東京・大阪の都心区のいくつかで新婚世帯に給付するといった程度のごく限られた形でしか、日本では存在していない。そして、年金については総選挙の公約コンクールの的になったことがあったのに対して、これらの現役労働者への社会保障給付が選挙の争点の一つとなることは未だかつてなかった。なぜなのか。年金は、恩給という形で庶民の身近な羨望の的として存在したことがあるのに、児童手当・住宅手当はそうした現実性が無く、強い国民的要求と成り難いのだろうか。諸外国の制度研究とともに、この運動論的状况についても研究を進める必要があらう。

4. 「生活者」論への疑問

さきの宮沢内閣は「生活大国」を言い、現細

川首相もしきりに「生活者」を強調するこの頃である。もともと「生活者」を唱える向きは、経済・生産・企業の発展が国民生活を真に豊かなものにしてはいない現状を批判するつもりなのだと思うが、大企業・個人金持ち減税＝消費税アップを容認あるいは積極唱導する、大前研一というイデオログや「連合」という運動体がしきりに「生活者」と強調することの意味をよく考えてみる必要がある。

周知のように「日経連」は、毎年の労問研報告で労働者生活の改善策として、賃上げではなくて、規制緩和あるいは自由化による農業「改革」、商工自営業「改革」で物価を引き下げよと唱えている。生活者と生産者を対立させ、後者から大企業を消してしまうことで、矛盾を国民内部の対立に転化させてしまうことに、「生活者」イデオロギーが道を開けていると私は考える。なぜ、労働者といわないのだろうか。何故、賃上げ・時短、さらにはその根拠としての「貧困化」や、その克服の基幹部隊たる労働運動の効用を論じないのか。結局のところ、「生活者」思想は、生産協力―分配対立的イデオロギーの変種であり、企業の聖域＝労働過程を不可侵とする思想なのではないか。

このように考える私は、本書の次のような「総合社会政策論」批判にいたく共感せざるを得ない。―「理論的には、社会政策が対象とする社会問題の核心を一方的に消費生活過程に求めることになり、もっぱら体制的矛盾を分配・消費過程の『貧困』にそらし、資本主義の生産関係と基本矛盾を無視ないし看過することになる」(185頁)。

5. 社会政策と社会保障

最後に、社会政策の定義との関わりで、資本は労働力を保全するあるいは保全ししかないと

の学説についてコメントしたい。この学説は「労働力価値」には老後生活費は含まれないとの理論とか、さらに進んで次のような政策主張にまでも展開される―「労働力のなくなった老齢期の生活については、理論的には資本家は生活費を支払う必要はなく、それは全額労働者の支払う租税でまかなわなければならない」(小川和憲「高齢者生活と年金改革」『日本文理大学商経学会誌 9巻2号』1991年44頁―労働者の租税は賃金から支払われるので、結局賃金が労働力再生産費以上になる形で資本家が労働者の老後生活費を支払うことになる?)。

しかし、私は労働力を確保しようとすれば、それを心身のうちに備えた労働者を確保せねばならず、その労働者に睡眠時の生活や休日の生活が付随していると同様に老後の生活が不可欠なかぎりで生涯トータルの生活費が「労働力価値」を構成すると考える。大河内社会政策論は、労働力保全の程度・態様を規定する労働者の主体的階級運動の無視軽視という点でのみ批判すべきではなく、労働力保全は労働者保全によってしか行えず、その労働者の生活の広がりとは労働力機能をはるかに越えているということで批判せねばならぬのではないか。社会保障はこの意味で十分に労働者政策としての社会政策に包含される。そして、社会保障の政策対象たる国民に、階級未分化的資本主義のもとでは賃金労働者に加えて相当量の自営業者が含まれるとしても、それは当該資本主義体制が賃金労働ではない労働力を経済の構成部分に含むということであり労働者政策の対象としての社会保障ということでのよいのではないか。

(八朔社・1993年4月刊)

(理事・九州大学教授)

竹中恵美子編著

『グローバル時代の労働と生活—そのトータルティをもとめて—』

伊藤セツ

本書は、40年余、大阪市立大学経済学部で研究と教育に携わり、経済学部長も歴任された竹中恵美子氏の定年退職（1993年3月）を記念して編まれた論文集である。本書には、今日なお社会政策学会の幹事として学界をリードしておられる氏を先頭に、氏の門下生と、氏と学問的交流の深かった13名の研究者の、理論的刺激に富む力作が、3部構成で配列されている。3部とは、労働市場論、社会政策論、女性労働論であって、この柱建てこそ、竹中氏が40年余、いずれおとらぬ業績を積み重ねられた3つの領域、3本の柱である。

本書の序において、氏は「今日ほど、既存の学問分野の枠組み、あるいは分析方法について、根本的な見直しを迫られている時代はない」と書かれている。氏の後を、年齢にして10年遅れで追っている私もここ数年、その事を考えない日はない。氏は、「根本的な見直し」に、「フェミニズム視点」、とりわけ「マルクス主義フェミニズム理論」を用いて迫られることとなった。

氏が「マルクス主義フェミニズム理論」で従来の女性労働論を再構成する試みを世に問われたのは1980年の論文「労働力再生産の資本主義的性格と家事労働—家事労働をめぐる最近の論争によせて—」（『経済学雑誌』81巻1号）であり、それを社会政策学会の潮流に乗せたのは、忘れもしない1984年の秋、弘前大学で開催された社会政策学会第69回研究大会での事であった。

それは、1970年前後からの欧米のフェミニスト視点での研究動向に無関心だった学会に対する一種の挑戦でもあった。

この10数年、氏は欧米のマルクス主義フェミニズムの動きから目をはなさなかった。その渉獵の結果が、本書に収録された1989年の竹中氏の論文「80年代マルクス主義フェミニズムについて—Patriarchal Capitalismの理論構成をめぐって—」である。氏によれば、「先進資本主義における労働市場の性別セグリゲーションを規定する家父長制的資本主義概念の提示と、資本制と家父長制の接合様式をめぐる、80年代マルクス主義フェミニズムの論争の検討」としてこの論文を書かれている。

氏は、「フェミニズム視点」は「日本的経営、国家の社会政策、企業別組合など、国家、企業、労働組合などの社会的アクターのビヘイビアに対する批判的視座を提供する」ものとしても評価される。新しい「フェミニズム視点」は、「ジェンダー分析」を切り口とする。従って氏の関心は「現代資本主義におけるジェンダー分析の課題」へ向けられ、その課題の第1は、ジェンダーの国際的再編成の理論分析、第2は、賃労働における性差階層性の理論化であるとされるのである。

経済還元主義・階級一元論では、女性労働の問題は解明されないことが、「フェミニズム視点」から指摘されて久しい。今や、女性労働問題どころか、労働問題研究そのものが、ジェンダー

関係の分析によらなければ解明されないという認識へ、「フェミニズム視点」によって誘導されている。日本の、圧倒的に男性研究者によって主導された労働問題研究に、この視点を導入したのはやはり、竹中氏であり、竹中氏が始めて置いた足場からさらに、次世代の「フェミニスト社会政策学者」が、竹中氏を批判しながらも勢いよく飛び立っているのだ。本書に収録された竹中氏の論文を読みながら、氏のはたした学会史上での役割を、氏のコーディネイトによる「現代の女性労働と社会政策」をテーマとした1992年春の社会政策学会第84回大会の鮮やかな思い出とともに、私は再確認する事が出来た。

さて、本書に収録されている論文全体に目を向けてみたい。

第1部は、現代の労働市場論—その現在と課題—のテーマのもとに、1980年代の労働市場の理論と実証的研究が、福原宏幸(「80年代労働市場にフレキシブル化の現実と課題」)、宇仁宏幸(「日本の蓄積体制と就業構造変化」)、福田義孝(「日本における労働者意識の変化と就業行動への影響」)、朝日吉太郎(「ドイツにおける労働市場の展開について」)の4氏によって行われ、柱建てとしては、1960年代の労働市場論の竹中氏の研究を継承する。

第2部は、社会政策の新視点—労働・生活過程—のテーマのもとに、新しい視点からの日本の社会政策論が、玉井金五(「社会政策のアジア間比較—日本の経験から—」)、坂口正之(「戦後公的年金政策と女性の年金」)、伊田広行(「シングル単位論観点による社会保障制度・税制度の再検討」)、野口隆(「地域における社会サービス供給と地方老人保健福祉計画」)、石川両一(「自

主福祉運動の新たな展開と課題」)の5氏から寄せられている。カップル単位を基準とする社会諸制度を批判し、シングル単位の政策体系への変更を主張する伊田論文が、ジェンダー・バイアス批判として、ジェンダー・ニュートラルに、脱フェミニズムのニュアンスで論じられているのは、伊田氏が竹中氏の「フェミニズム視点」を受け継ぎながらもそれを越えようとしていることを意味するのだろうか。

第3部は、女性労働論—現代フェミニズムの視点から—のテーマのもと、既述の竹中氏を先頭に、久場嬉子(「グローバルな資本蓄積と女性労働—ドイツ・マルクス主義フェミニズムの問題提起によせて—」)、川東英子(「マルクス主義フェミニズムに関する一考察—上野千鶴子氏の見解の批判的検討—」)、服部良子(「日本の経営下の女性労働と家族生活」)、木下順(「アメリカ合衆国における女性運動と歴史認識—労働史研究を中心に—」)の5氏の論文が収録されている。

久場論文は、先述の竹中氏の第1の課題、すなわち、「ジェンダーの国際的再編成の理論的分析」を受けたものである。私も、これからの女性労働論は、この視点無しには展開できないと考えているので勉強になった。

これら論文のテーマは、40年の研究の蓄積の上での現在の竹中氏の問題関心の広さと新しさを示すものに他ならない。このような形で、知的刺激と研究課題を与えてくれた竹中氏に感謝し、道なお遠い私の研究の旅の糧とさせていたきたい。

(ミネルヴァ書房・1993年7月刊)

(昭和女子大学女性文化研究所教授)



柴山恵美子編著

『新・世界の女たちはいま』

～女と仕事の静かな革命』

わが国で均等法が施行されてから7年が経過した。この法の下で女性労働はどう変わったのか、果たして男女平等への道は進んだといえるのであろうか。

均等法の見直しの議論が高まっている折り、『新・世界の女たちはいま～女と仕事の静かな革命』が刊行された。

「はしがき」によれば、この本の目的は「諸外国の女性の最新情報の提供を通じて、わが国の女性労働者の実際的な地位の向上に貢献すること」である。

取り上げている国は、スウェーデン、イギリス、ドイツ、イタリア、フランス、アメリカ、それに中国、韓国、日本を加えた9カ国で、各国の施策の問題点、男女差別とのたたかいなど、女性労働の“最新情報”をコンパクトに網羅している。とりわけ男女平等の進んだ国スウェーデン、伝統的な家父長制の抑圧をはねかえし、男女平等と女性の生涯労働権（働く権利）を求めてたたかう韓国の女性たちの紹介が面白い。日本の女性労働の分析にも興味をひかれた。

スウェーデン。父親でも母親でも取れる育児休暇法を制定した世界で初めての国である。休暇中は国民保険法により所得保障があるのがうれしい。とはいっても当初は、全日休暇型の育児休暇のみだったため、父親は取りたがらなかった。労働時間短縮型の育児休暇を導入してからは評判がよく、施行した年に、父親の27.1%

がこの型の休暇を取得しているという。父親が育児休暇を取ることで一番大きな意識の変化は、実際に子育てに参加することによって、その大変さと楽しさを実感できることのようなのだ。いままで子育ての喜びを男性から奪っていた、といえないだろうか。

日本。ILO『女性と労働に関する報告書』（1992年）によって、女性労働者の「平均月収は男性の約半分」「男女賃金格差は主要国中最大」と指摘されたわが国で、いま、若い女性の過労死をめぐって裁判が起こされるなど、すさまじいまでの長時間・過密労働が進行している。労働省の調査によれば、女性労働者の苦情・不満の第1は賃金、第2は仕事の内容、第3は昇進昇格だという（「女子雇用管理基本調査」90年）。働く女性たちの、男女差別に対するくやしき、怒りが目に浮かんでくる。他に中高年女子の就職差別、女子労働力政策の推移、21世紀へ向けての女性たちのアクション、均等法の罰則付改正などを具体的に提起している。ただ出産休暇最低18週・100%所得保障（「はしがき」では「賃金80%の所得保障」とあり、重要な問題で読者に混乱を与える）、育児休業制度は80%の所得保障とする、などは議論を要すると思う。

（学陽書房・1900円）

（矢野 操・会員・フリー編集者）

ジュリエット・ショアー著 森岡孝二他訳

『働きすぎのアメリカ人』

—予期せぬ余暇の減少—

たいへん興味深い本である。読みだしたら途中で本を置くのが惜しくなるという読者の楽しみを、久方ぶりに味わうことができた。著者はハーバード大学の経済学教授で、本書はアメリカでもベストセラーに入ったという。本書の議

論の出発点にあるのは、今日平均的なアメリカ人は40年前と比べて倍以上の商品を所有し消費しているが、しかし同時に自由時間は以前よりも少なくなっているという非通説的な事実である（雇用者に限定すれば、20年前よりも1か月余分に働いている）。著者によれば、資本主義が余暇の増加を生み出してきたという俗説は、18～19世紀の欧米においてのみあてはまることであって、現実には雇用主が長時間労働を選好するために、生産性上昇の成果を自由時間に転化させていくことは困難だったのである。こうして、過剰労働と過少労働＝失業の並存、消費競争がもたらす浪費のばか騒ぎ、慢性的な睡眠不足、結婚生活にともなう共働きの女性のストレスの増大、子供の放置などの深刻な問題が生まれることになった。

本書のおもしろさは次の点にあるのではないかと思う。ひとつは、著者が労働をめぐるさまざまな事実を広い範囲で丹念に渉猟し、それらをベースにしながら論理を展開しているために、アカデミックな著作にもかかわらず叙述にふくらみが生まれていることである。現在と未来のわが国を示唆するかのような興味深い事実が、いたるところに登場する。もうひとつは、資本主義あるいはそのイデオロギー的表現である新古典的見解に対して、著者が事実即して鋭くかつ的確な批判をおこなっていることである。著者が強調しているように、長い労働時間を労働者の選好の結果であるとみる見解は、労働市場における労使の非対称性を無視するものである。労働者には時短と賃上げを自由に選択する余地は残されていないし、それどころか、付加給付の増加によって長時間労働が誘発され固定されてきたのである。

中世の農民の労働時間が現在よりもはるかに短かったことを明らかにした労働時間の歴史的

な動態に関する分析、清潔規準の上昇などによる主婦の家庭における働き過ぎの指摘、そしてまた働き過ぎと浪費の悪循環が余暇に対する欲求を蝕み人々を資本主義の「リスかご」に閉じこめているという批判、それらのすべてが知的な興奮を誘うに十分である。両性の平等な時短を実現するためには、著者もいうように消費主義を克服して市場と家庭における時間の価値を高めていかなければならないが、そのためには、労働組合運動や市民・社会運動の影響力を強めるとともに、時短をめぐる議論を活性化していくことが不可欠であろう。本書はそうした試みのために投ぜられた注目すべき一冊である。

（窓社・2760円）

（高橋祐吉・会員・専修大学教授）

井上秀次郎著

『現代大企業の生産管理と民主的統制』

今日の労働運動の中心的課題に大企業の民主的統制がある。93年春闘において全労連傘下の労働組合が大企業の内部留保を追及、社会の注目を浴びたことは記憶に新しい。また、92年秋、労働総研と全労連との共催で「国民本位の不況対策の実現を」をテーマにした民主的規制シンポジウムが開かれ、93年も「リストラ合理化」との闘いをテーマに同シンポジウムが開かれている。こうした時に、本書が再版されたことは、本書にたいする社会的需要が高まっていることを示すものといえよう（1990年初版、93年再版）。

本書は①批判経営学の立場から、②生産管理の体系と構造を、民主的統制の視点でとらえなおし、③総論だけでなく、生産管理論の各論についても十分検討をくわえ、④企業経営・生産管理における数理的手法の適用についても、そ

の妥当性・限界について、言及を試みたもので、他に類書をみない開拓的な文献である。こういうと何か専門的で取っ付きにくいように思われるかも知れないが、著者の語り口はきわめて平明で、理論的であるとともに、実践的観点に満ちている。

不況の中でジャスト・イン・タイム方式、かんばん方式、多品種少量生産方式という日本の生産システムの破綻が明白になり、そのツケが「リストラ合理化」、海外への生産の移転となって労働者の上に襲いかかろうとしている今日ほど、生産過程の民主的統制が求められている時はないであろう。民主的統制には企業の外からの社会的規制、法的・行政的規制と並んで、企業内での職場を基礎とした労働運動の力による規制とがあるが、本書はその後者のために不可欠な、基本的な視覚と知識とを提供するものとなっている。

また著者は、「自主管理」、「職務拡大」、「経営参加」といった資本の労働者統合のための管理の問題を、現代企業の矛盾との関連においてとりあげ、資本主義企業における組織・管理の民主化の可能性とその意義を明らかにすることができると展望している（259ページ）。下からの民主的統制の発展のために不可欠な理論的研究課題といえよう。

（光陽出版社・2800円）

（角瀬保雄・監事・法政大学教授）

東京労連他編

『視た！聴いた！学んだ！ILO

—ILO 学習・交流報告と ILO 条約資料集』

全労連は93年5月、国連人権委員会にたいして、国鉄労働者1,047名の解雇を重大な人権侵害とする申し立て文書をジュネーブの国連人権セ

ンター（人権委員会事務局）に提出した。その後同センターは5月17日付書簡で、申し立てを正式に受理したことを全労連に通知してきた。

国鉄労働者1,047名の解雇という国家的不当労働行為は国際人権規約（A・B両規約）に明白に違反しており、こうした人権侵害は看過できないとの立場から申し立てたわけだが、その主眼は、国連に救済をもとめるのではなく、国際舞台でこうした人権侵害の実態を明らかにし、国際世論の結集をはかることによってそれを停止させることにあった。

国連憲章は国連の目的のひとつとして、国連総会はその任務として、さらに経済社会理事会はその任務として、人権と基本的自由尊重のための国際協力をくり返し強調している。こうした立場から国連は各国国民に人権侵害を訴える道を開いている。今回私たちが申し立てた基礎にしたのは、そうした保障のひとつとして通称「1503手続」と呼ばれるものである。これは、人権と基本的自由にたいする大量で、継続的形態の侵害について個人からの申し立てにかかわる一連の手続きを定めたものである。

ところがこの手続の活用方法について実践的に解説した文献がほとんどない。かつて国連人権センターに勤務していた久保田洋氏の著書がわずかに存在する程度である。私たちは、こうした数少ない文献を参照しながら、さらには国連広報センターや国会図書館に通って必要な情報を入手し、ジュネーブの国連人権センターにも直接問い合わせて申し立て文書を作成した。日本の労働組合がこの種の人権侵害申し立て文書を提出したのはおそらくはじめてであり、苦労があった。

『視た！聴いた！学んだ！ILO—ILO 学習・交流報告と ILO 条約資料集』は、東京労連が中心になって実施した ILO 学習・交流ツアー

(93.1/24~2/1)の報告書である。ツアー参加者は、日本の長時間・過密労働など「人権侵害の状態にある日本の労働実態」を訴え、ILOが「人権侵害を是正するため日本政府に対しILO条約の批准を求めるなど必要な措置をとられるよう要請」した。本書は、日本の職場での異常な人権侵害を国際舞台で告発する運動の実践的

経験を提供しており、この種の運動を考えている人びとの参考になろう。労働条件にかかわるILO条約が資料として掲載されているのは有益である。

(学習の友社・1500円)

(筒井晴彦・全労連総務財政局員)

次号No.14 (1994年春季号) の主な内容 (予定)

〔巻頭論文〕

- ・細川政権と社会保障政策

小川 政亮

〔特集〕 家族・保育政策—国際家族年と労働者階級

- ・労働者家族政策
- ・今日の保育政策
- ・国際家族年と家族責任
- ・ECの家族と保育

布施 晶子
逆井 直紀
伊藤 セツ
木下比呂美

〔国際・国内動向〕

- ・クリントンの社会保障政策
- ・女性差別撤廃とマニラ会議
- ・「日本型企业社会と社会政策」—社会政策学会報告—

〔書評〕

- ・江口英一監修・労働総研・全労連編『現代の労働者階級』
- ・伊藤陽一他編著『労働統計の国際比較』

道又健治郎
佐藤 博

(題はそれぞれ仮題)

他に、プロジェクト・研究部会報告、討論のひろば、新刊紹介

発行予定日 1994年3月15日

編集後記

今号の巻頭論文は、今焦点となっているNAFTAと軍民転換について、鋭く分析している。

特集の「激化する国際失業と日本の労働者」は欧米における雇用問題の激化とそれに対する労働者の反撃、また日本における大規模な雇用調整とそれに対する全労連を中心とする労働者の反撃という、雇用・失業情勢の緊迫化を反映したものであり、いずれも力作ぞろいである。

また国際・国内動向でも、細川内閣の下での年金の65歳支給を目指す年金「改革」案が提示されたが、茶山氏の論稿はこうした「年金」改革を始めとする社会保障改悪の狙いを指摘している。そのほか、「パートを救えない」パート労働法の問題、アメリカの男女賃金差別の実態、公務員の60歳代前半の雇用問題など内外の諸問題を鋭く分析しており、ぜひご一読をお願いしたい。

(M・F)

労働総研クォーターリー 第13号 1994年1月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03 (3940) 0523

FAX 03 (5567) 2968

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1 部 1,000円(郵送料240円)

定期購読(年4冊分) 4,000円(郵送料含む)

振 替 東京4-191839

自治体問題研究所創立30周年記念

シリーズ・ブックレット

21世紀を
地方自治の時代に /

1 21世紀を地方自治の時代に

宮本憲一著 (既刊)

2 憲法から地方自治を考える

—地方自治こそ民主主義のかなめ—
杉原泰雄著 (既刊)

3 柔らかい分権と地方財政

重森 暁著 (既刊)

研究所創立30周年の実績の上に立ち、地方自治に関する本格的・現代的なテーマを分かりやすく解いたブックレット

シリーズ・ブックレット

A5判 定価各700円 送料240円

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ① 21世紀を地方自治の時代に | 宮本憲一 |
| ② 憲法・地方自治の理念と
これからの地方自治 | 杉原泰雄 |
| ③ 柔らかい分権と地方財政 | 重森 暁 |
| ④ 地方分権と地方制度改革 | 中西啓之 |
| ⑤ 生活様式の変容と公共性 | 成瀬龍夫 |
| ⑥ リサイクル型社会づくりと
自治体・住民 | 植田和弘 |
| ⑦ 自律型地域経済への途 | 佐々木雅幸 |
| ⑧ 高齢者の人権が生きる
地域づくり | 井上英夫 |
| ⑨ 都市の計画とアメニティ | 石田頼房 |
| ⑩ 世界の地方自治
(分権・参加・自治のシステム) | 海外地方
自治研究会 |



自治体研究社 〒105 東京都港区芝1-4-9
☎03-3451-1061 FAX3451-1215

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.13 Winter Issue

Contents

- * NAFTA and America Unrest over Conversion of the Munition Industry
to the Civilian Industry Satoru Nakamoto

Special Article : Aggravating Worldwide Unemployment and Workers of Japan

- * Characteristics of Unemployment in Europe and America Today Kiyoshi Mitomi
* Grass-roots Movement for Jobs in America Mitsue Sakamoto
* Current Employment, Unemployment Situation and Policy on the Work Force
Takashi Uchiyama

Information at Home and Abroad

- * Women's Employment Situation in America — IWPR's Report in 1993 Ichiro Kishino
* Recent Social Security Problems Takeshi Chayama
* The Part-time Law and the Equal Employment Opportunity Law
— Development, Fixation of Discrimination against Women Ikuko Yamada
* Employment Plan for Public Servants in their Early 60s Seiichi Kanazawa

Report of Project and Study Groups

- * Development Project of the Metropolitan Area Tatsuo Ozawa

Forum

- * Policy Study in the Sphere of Data and Communication Jun Tochio

Book Review

- * "Social Security 'Reforms' and Present-day Theory on Social Policy"
by Yoichi Aizawa Fusao Shimoyama
* "Labour and Life in 'the Global' Period — Seeking for its Totality" by Emiko Takenaka
Setsu Itoh

Introduction of New Publications

- * "'New' : Women of the World Today" by Emiko Shibayama Misao Yano
* "The Overworked Americans — The Unexpected Decline of Leisure"
by Juliet B. Schor Yukichi Takahashi
* "Production Control by Big Enterprises and Democratic Control"
by Hidejiro Inoue Yasuo Kakurai
* "We saw, were informed and studied ILO" by Tokyo Roren Haruhiko Tsutsui